

第4次宇都宮市食育推進計画 (素案)



令和 年 月

宇都宮市食育推進会議

宇都宮市

目次

第1章 計画の策定について

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 2 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 4 国・県の動向について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- 5 第3次計画の評価について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

第2章 食育の現状と課題

- 1 食育をめぐる本市の状況について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
- 2 意識調査の結果から見る食育の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
- 3 課題の総括・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
- 4 次期計画で取り組むべき課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28

第3章 基本方針

- 1 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30
- 2 基本目標・基本施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30

第4章 施策・事業の展開

- 1 基本目標及び基本施策の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・37
- 2 横断的な視点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・37
- 3 SDGsの観点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・40
- 4 計画を構成する事業一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・41

第5章 計画の推進

- 1 関係者の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・55
- 2 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・59
- 3 計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・59

資料編

- 1 策定体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・60
- 2 策定の過程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・62
- 3 食育基本法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・63

第1章 計画の策定について

1 計画策定の趣旨

「食」は生命の源であり、すべての人が生涯にわたって健康で心豊かに暮らしていくためには、毎日の健全な食生活の実践が必要です。

国は、平成17年6月に「食育基本法」を制定し、食育の推進に当たっての国や地方公共団体、国民などの責務を明らかにするとともに、平成18年3月に、食育の推進に関する施策の基本的な方針や、食育の推進の目標に関する事項などを示した「食育推進基本計画」を策定し、県において、平成18年12月に「とちぎの食育元気プラン」を策定しました。

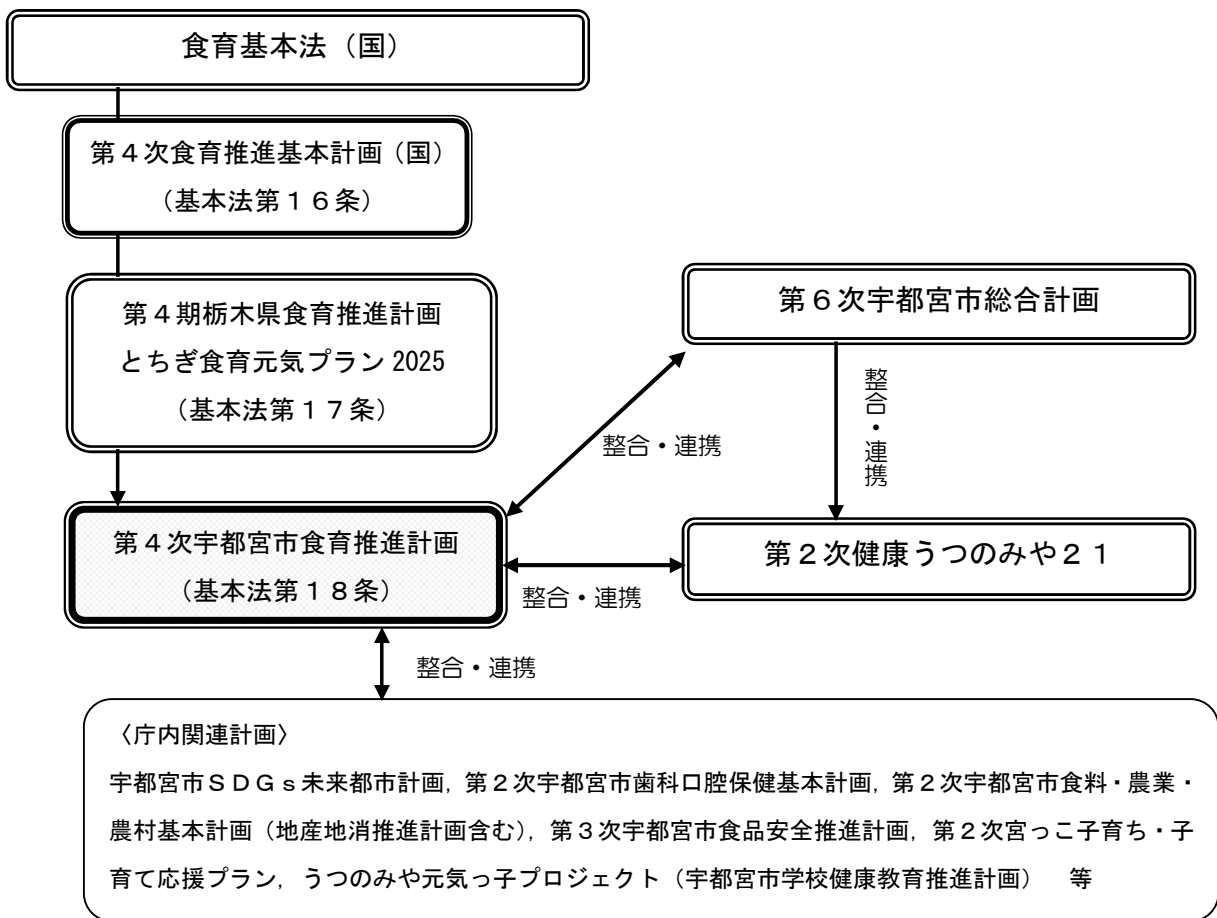
本市では、平成19年3月に、国・県の計画を踏まえ、「宇都宮市食育推進計画」を策定し、食育を推進してきたところであり、平成24年3月に「第2次宇都宮市食育推進計画」を策定し、さらに、平成29年3月には、「第3次宇都宮市食育推進計画」を策定し、5年間の取組視点として、「世代ごとの課題に対する食育の推進」、「地域社会全体での食育の推進」を掲げ、家庭、学校、地域、企業、行政などが連携・協力しながら、食育を総合的かつ計画的に進めてきました。

このような中、国・県においては、高齢者の低栄養やフレイル、新型コロナウイルス感染症の流行など食をめぐる環境の変化等に即し、令和2年度に食育推進計画を改定しており、また、本市においては、依然として子どもの朝食欠食や青壮年期の肥満増加などがみられる状況にあります。

このため、こうした現状を踏まえ、食の大切さを理解し、食に対する感謝の気持ちを深め、心身の健康と豊かな人間性を育み、人間力の向上を引き続き図るとともに、無関心層を含めたすべての市民が自然に健康になれる食環境づくりや「新たな日常」に対応した食育の推進、食品ロスの削減など、食を巡る新たな課題に対応するため、令和3年度に計画期間が終了する「第3次宇都宮市食育推進計画」を改定し、新たに「第4次宇都宮市食育推進計画」を策定します。

2 計画の位置付け

- この計画は、食育基本法第18条に基づき、食育を総合的かつ計画的に推進するため、国及び県の計画と整合を図りながら策定する計画です。
- この計画は、「第6次宇都宮市総合計画」に基づき、食育の推進に関する施策の実施を推進するための計画です。
- この計画は、SDGsの達成に貢献するものです。



3 計画の期間

計画の期間は、令和4（2022年）度から令和8年（2026年）度までの5カ年とします。

4 国・県の動向について

(1) 食育基本法

食育基本法は、近年における国民の食をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むための食育を推進することが課題となっていることから、食育に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的として、平成17年6月に公布され、同年7月に施行されました。

(2) 国の第4次食育推進基本計画

第4次食育推進基本計画は、〈1〉生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進、〈2〉持続可能な食を支える食育の推進、また、横断的な重点事項として、〈3〉「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進の3点を掲げ、これらをSDGsの観点から相互に連携して総合的に推進することとして、令和3年度から令和7年度までの5年間を期間とする計画として策定されました。

(3) 第4期栃木県食育推進計画「とちぎ食育元気プラン2025」

第4期栃木県食育推進計画は、〈1〉食を通して豊かな心、人間性を育みます、〈2〉食を通して県民一人ひとりの健康を目指します、〈3〉食の安全性の信頼確保や県民と協働した食育活動を推進します、の3点を掲げ、令和3年度から令和7年度までの5年間を期間とする計画として策定されました。

5 第3次計画の評価について

「第3次宇都宮市食育推進計画（計画期間：平成29～令和3年度）」の施策体系に基づき、これまでの取組を評価し、課題を整理しました。

（1）施策事業の進捗状況・評価

8つの基本施策のうち、「子どもの頃からの健全な食生活の推進」や「生活習慣病の予防や改善に向けた食育の推進」を含む4つの施策（※¹）については、「順調」から「概ね順調」となりました。

その要因としては、新型コロナウイルス感染症の影響をうけ、イベントや講座等が中止となったことにより、評価対象外となり、実施した事業で評価した結果、相対的に評価が低下したことによるものであります。

「家庭における食育の推進」と「食文化の継承」の2つの施策については、「やや遅れ」（※²）となりました。その要因としては、新型コロナウイルス感染症による感染症対策のため、食育に関する講座やイベント、栄養相談など対面で実施する事業の参加機会が制限されたことなどが考えられます。

	基本施策	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
【基本目標1】 身体の事を考え、食事のバランスなどを心がけて食べます。	(1) 子どもの頃からの健全な食生活の推進	順調 (100.0%)	順調 (100.0%)	順調 (100.0%)	※ ¹ 概ね順調 (75.0%)
	(2) 生活習慣病の予防や改善に向けた食育の推進	順調 (100.0%)	順調 (94.1%)	順調 (94.1%)	※ ¹ 概ね順調 (69.2%)
	(3) 歯と口の健康づくりの推進	順調 (100.0%)	順調 (100.0%)	概ね順調 (85.7%)	概ね順調 (83.3%)
【基本目標2】 家庭だけでなく地域や職場で食を支え、楽しく食べます。	(4) 家庭における食育の推進	順調 (100.0%)	順調 (100.0%)	順調 (100.0%)	※ ² やや遅れ (28.6%)
	(5) 地域や職場における食育の推進	順調 (100.0%)	概ね順調 (85.7%)	概ね順調 (85.7%)	概ね順調 (66.7%)
【基本目標3】 食への関心や感謝の気持ちを持ち、地元でとれたものを無駄なくおいしく食べます。	(6) 食の循環や環境への理解の促進	順調 (100.0%)	順調 (100.0%)	順調 (92.9%)	※ ¹ 概ね順調 (77.8%)
	(7) 食文化の継承	順調 (100.0%)	順調 (100.0%)	概ね順調 (80.0%)	※ ² やや遅れ (50.0%)
	(8) 食品の安全性の確保	順調 (100.0%)	順調 (100.0%)	順調 (100.0%)	※ ¹ 概ね順調 (66.7%)

(2) 基本目標・基本施策ごとの評価・課題

【基本目標1】《身体のことを考え、食事のバランスなどを心がけて食べます》

基本施策1 子どもの頃からの健全な食生活の推進

生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むためには、子どもの頃から基本的な食習慣を身につけ、継続していくことが重要であることから、健全な食生活の実践に向けて、家庭、学校、保育所、高校や大学等との連携した食育を推進します。

【施策指標】

施策指標	第3次計画 策定時 (H28)	意識調査 結果(R2)	目標値 (R3)
朝ごはんを毎日食べている子ども(小学6年生)の割合	95.5%	89.4%	100.0%
朝ごはんを毎日食べている若い世代(20歳代・30歳代)の割合	69.8%	63.9%	85.0% 以上

- ・ 朝ごはんを毎日食べている小学6年生の割合は89.4%であり、平成28年度と比べると6.1ポイント減少しています。
- ・ 朝ごはんを毎日食べている20歳代・30歳代の割合は63.9%であり、平成28年度と比べると5.9ポイント減少しています。

【評価】

- ・ 朝ごはんを毎日食べている小学6年生の割合は、平成28年度と比べると減少しており、また、毎日食べている若い世代の割合についても、平成28年度よりも減少していることから、朝食を毎日食べることの重要性について、更なる啓発に向けた取組が求められています。

【課題】

- ・ 朝食を毎日食べることは、栄養バランスに配慮した食生活や、基本的な生活習慣を身につける観点から非常に重要であるが、20歳代、30歳代の若者層が毎日、朝食を食べる割合が低い数値となっており、子どもの頃から、朝食をきちんと食べるなど、規則正しい食生活を身に付けることが重要であることから、朝食を食べることの重要性をわかりやすく啓発するなど、更なる取組が必要です。

基本施策2 生活習慣病の予防や改善に向けた食育の推進

食生活の乱れや栄養バランスの偏りなどに起因する肥満などの生活習慣病につながる課題がみられることから、望ましい食生活を実践できるよう、日常的な食生活等の改善に向けた食育を推進します。

【施策指標】

施策指標	第3次計画 策定時 (H28)	意識調査 結果(R2)	目標値 (R3)
主食・主菜・副菜を1日2回以上そろえて食べる人(20歳代・30歳代)の割合	44.2%	42.2%	55.0% 以上
主食・主菜・副菜を1日2回以上そろえて食べる人(40歳代・50歳代)の割合	49.8%	48.0%	70.0% 以上
メタボリックシンドロームなどの生活習慣病の予防や改善のための行動を実践する人(40歳代・50歳代)の割合	25.2%	30.7%	50.0% 以上

- ・ 主食・主菜・副菜を1日2回以上そろえて食べる20歳代・30歳代の割合は42.2%であり、平成28年度と比べると2ポイント減少しています。
- ・ 主食・主菜・副菜を1日2回以上そろえて食べる40歳代・50歳代の割合は48.0%であり、平成28年度と比べると1.8ポイント減少しています。
- ・ メタボリックシンドロームなどの生活習慣病の予防や改善のために、適切な食事、定期的な運動、週に複数回の体重測定などの取組を実践する40歳代・50歳代の割合は30.7%であり、平成28年度と比べると5.5ポイント増加しています。

【評価】

- ・ 主食・主菜・副菜を1日2回以上そろえて食べる20歳代から50歳代の人々の割合は、平成28年度と比較するとほぼ現状維持となったが、目標の達成はできていないため、望ましい食生活の実践について、更なる啓発に向けた取組が求められています。
- ・ メタボリックシンドロームなどの生活習慣病の予防や改善のための取組を実践する40・50歳代の割合は、平成28年度と比べるとやや増加しており、取組は一定の成果があったが、目標の達成はできていないため、生活習慣病の予防等の実践の重要性について、更なる啓発に向けた取組が求められています。

【課題】

- ・ 栄養バランスの偏りは、肥満などの生活習慣病につながることから、「主食・主菜・副菜を組み合わせせた食事」を食事の目安とした、栄養バランスに配慮した食生活の推進が必要です。
- ・ 生活習慣病の予防や改善のためには、日常から望ましい食生活を意識し、実践することが重要であり、普段から生活習慣病の予防や改善の方法等について理解を促進する取組が必要です。

基本施策3 歯と口の健康づくりの推進

健全で豊かな食生活を送るためには、よく噛んでおいしく食べるための口腔機能の発達や維持が重要であることから、歯と口腔の健康づくりを推進します。

【施策指標】

施策指標	第3次計画 策定時(H28)	意識調査	
		結果(R2)	目標値 (R3)
ゆっくりとよく噛んで食べる人の割合	31.1%	41.0%	55.0% 以上

- ゆっくりとよく噛んで食べる人の割合は41.0%であり、平成28年度と比べると9.9ポイント増加しています。

【評価】

- ゆっくりとよく噛んで食べる人の割合は、平成28年度と比べると増加しており、取組は一定の成果があったが、目標の達成はできていないため、ゆっくりとよく噛んで食べることの重要性について、更なる啓発に向けた取組が求められています。

【課題】

- ゆっくりとよく噛んで食べることは、唾液の分泌を促し歯科疾患の予防につながる。さらに、早食いを防ぐことが肥満の防止につながることから、生活習慣病の予防のためにも、ゆっくりとよく噛んで食べる習慣をつけることの重要性を周知・啓発することが必要です。

【基本目標2】《家庭だけでなく地域や職場で食を支え、楽しく食べます》

基本施策4 家庭における食育の推進

家庭は食にかかわる最も中心的な場であり、家族との食事やふれあいを通して、望ましい食習慣の定着を図ることが重要であることから、健全な食生活を実現するために、家庭における食育を推進します。

【施策指標】

施策指標	第3次計画 策定時 (H28)	意識調査 結果(R2)	目標値 (R3)
朝食または夕食を家族と一緒に食べる 1週間あたりの日数	週 5.8 日	週 6.0 日	週 6.0 日 以上

※ 1週間あたりの日数については、「毎日食べる」を週7日、「週に5～6日程度」を5.5日、「週に3～4日程度」を3.5日、「週に1～2日程度」を1.5日、「一緒に食べることはない」を0日として、当該人数を掛け、合計したものを全体数で割って算出

- 朝食または夕食を家族と一緒に食べる1週間あたりの日数は6.0日であり、平成28年と比較すると0.2日増加しています。

【評価】

- 朝食または夕食を家族と一緒に食べる1週間あたりの日数は6.0日と、目標を達成することができました。

【課題】

- 世帯構造や暮らしの変化により、暮らしが多様化するなか、家庭は食にかかわる最も中心的な場であり、家族との食事やふれあいを通して、食の楽しさを実感するだけでなく、食や生活に関する基礎の習得の機会にもなることから、引き続き、子どものうちから、家族と一緒に食べる環境を創る取組が必要です。

基本施策5 地域や職場における食育の推進

高齢者の単身世帯や共働き世帯の増加など家族構成やライフスタイルが多様化する中で、個人や家庭の努力のみでは、健全な食生活の実践につなげるのが困難なことから、家庭生活以外での食の機会の提供など地域社会や職場における食育を推進します。

【施策指標】

施策指標	第3次計画 策定時 (H28)	意識調査 結果(R2)	目標値 (R3)
地域や所属コミュニティ（職場等を含む）での食事会の機会があれば、参加したいと思う人の割合	30.6%	23.5%	—
過去1年間に地域や所属コミュニティ（職場等を含む）での食事会に参加した人の割合	63.4%	61.4%	—

- ・ 地域や所属コミュニティでの食事会の機会があれば、参加したいと思う人の割合は23.5%であり、平成28年と比較すると7.1ポイント減少しています。
- ・ 過去1年間に地域や所属コミュニティでの食事会に参加した人の割合は、61.4%であり、平成28年と比較すると2ポイント減少しています。

【評価】

- ・ 地域や所属コミュニティでの食事への参加の意向や、食事会へ参加した人の割合は、平成28年と比較するとともに減少しているが、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響で食事会の開催や参加を控えるなどの動きがあったものと考えられます。

【課題】

- ・ 誰かと一緒に食事をする共食は、健康な食生活につながり、会話やコミュニケーションの増加、食事がおいしく、楽しく感じられるといったメリットがあり、食育において重要です。

そのため、地域や職場におけるコミュニティを通じ、「料理に集中、おしゃべりは控えめ」など、「新たな日常」に対応した、共食を楽しむ環境づくりが必要です。

【基本目標3】《食への関心や感謝の気持ちを持ち、地元でとれたものを無駄なくおいしく食べます》

基本施策6 食の循環や環境への理解の促進

地場農産物や食品の廃棄などに関心をもつとともに、生産から消費までの食の循環を意識し、生産者をはじめとして多くの関係者により、食が支えられていることなどの食に関する理解を促進し、食に対する感謝の心を育みます。

【施策指標】

施策指標	第3次計画 策定時(H28)	意識調査	
		結果(R2)	目標値 (R3)
食べ残しや食品の廃棄に関して気をつけている人の割合	92.4%	91.3%	100.0%

- 食べ残しや食品の廃棄に関して気をつけている人の割合は、91.3%であり、平成28年と比較すると1.1ポイント減少しています。

【評価】

- 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で外食を控え、家庭で食事をする機会が増えていた中、食べ残しや食品の廃棄に関して気をつけている人の割合は、目標の達成はできなかったが、平成28年と比較するとほぼ現状維持でありました。

【課題】

- 食の循環や環境への理解の促進のためには、食に対する感謝の心を育むことが重要であることから、地場農産物や食品の廃棄などに関心を持つとともに、残さず食べるだけでなく、家庭における調理においても、「買いすぎない」、「作りすぎない」ことについても意識してもらうことが必要です。

基本施策7 食文化の継承

日本の食文化を守り伝えるため、子どもの頃から地域や家庭で慣れ親しんだ行事食や季節の料理、家庭の味や習慣などを食事の作法などとともに次世代に継承します。

【施策指標】

施策指標	第3次計画 策定時(H28)	意識調査 結果(R2)	目標値 (R3)
地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を受け継いでいる人の割合	41.5%	33.8%	—
地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を地域や次世代に伝えている人の割合※	31.4%	20.9%	50.0% 以上

※ 地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を受け継いでいる人のうち、それらの伝統を地域や次世代（子どもや孫を含む。）に伝えている人の全体に占める割合

- 地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を受け継いでいる人の割合は33.8%、また、その受け継いだ料理や作法等を地域や次世代に伝えている人の割合は20.9%であり、平成28年と比較すると、受け継いでいる人が7.7ポイント、伝えている人が10.5ポイント減少しています。

【評価】

- 地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を受け継いでいる人の割合や、その受け継いだ料理や作法等を地域や次世代に伝えている人の割合は、平成28年と比較すると共に減少しており、目標達成に向け更なる取組が求められています。

【課題】

- 先人によって培われてきた多様な食文化を後世に伝えつつ、時代に応じた優れた食文化や豊かな味覚を育むため、ホームページでの情報発信など「新たな日常」に対応させながら、郷土料理・伝統料理を習う機会への参加を促すなど、興味をもってもらう、知ってもらうための取組が必要です。

基本施策8 食品の安全性の確保

食品の安全性への不安の解消を図るため、食の安全について正しい知識を持ち、適切に判断し、選択していくことが必要であることから、消費者、食品事業者双方の食の安全に関する知識や理解の促進を図ります。

【施策指標】

施策指標	第3次計画 策定時(H28)	意識調査 結果(R2)	目標値 (R3)
食品の安全性に不安を感じている人の割合	71.8%	65.9%	50.0% 以下

- 食品の安全性に不安を感じている人の割合は65.9%であり、平成28年度と比べると5.9ポイント減少しています。

【評価】

- 食品の安全性については、平成28年度と比べると不安を感じている人の割合が減少していることから、取組について一定の効果はあったが、目標を達成するには至っていないため、更なる啓発に向けた取組が求められています。

【課題】

- 安心・安全な食環境づくりの促進に当たっては、食品の選び方や適切な調理・保管の方法等について基礎的な知識を持ち、その知識を踏まえて行動していくことが重要であることから、引き続き、食品の安全性に関して情報提供を行い、基礎的な知識を取得し、その知識を踏まえて自ら判断できる人を増やす取組が必要です。

【基本目標以外の指標】

指 標	第3次計画 策定時(H28)	意識調査 結果(R2)	目標値 (R3)
「食育」という言葉を知っている人の割合	90.1%	91.9%	—
「食育」に関心がある人の割合	73.7%	71.4%	—

- ・ 「知っている」（「言葉も意味も知っている」と「言葉だけは知っている」の合計）は91.9%であり、平成28年度と比べると1.8ポイント増加しています。
- ・ 「関心がある」（「関心がある」と「どちらかといえば関心がある」の合計）は71.4%であり、平成28年度と比べると2.3ポイント減少しています。

【評価】

- ・ 「食育」という言葉を知っている人の割合は91.9%で、「食育」に関心がある人の割合は71.4%であり、平成28年度と比べるとほぼ現状維持でした。

【課題】

- ・ 「食育」の推進にあたっては、市民一人一人が「食育」の意義や重要性を理解するとともに、自ら主体的に「食育」の実践に取り組むことが重要であることから、「食育」に関する事業を通じて、「食」に関心を持ち、「食育」を意識して行動できる人を増やすことに努めていくことが必要です。

【課題のまとめ】

- 20歳代、30歳代は朝食を毎日食べる人や主食・主菜・副菜をそろえて食べる人の割合が依然低く、よく噛んで食べる人や、栄養バランスの良い食事を心がけている人の割合についても、他の年代では向上しているものの、若年層では低調であることから、規則正しい栄養バランスのとれた食生活の促進などについて、この世代も興味を持てる、食を通した市民一人ひとりの健康づくりが必要です。
- 地域や所属コミュニティでの食事に参加したい人の割合が減少していることや食品の廃棄に関心を持つ人の割合が伸び悩んでいることから、多様な暮らしの中でも共食の促進や、食品廃棄の抑制につながる取組を充実していく必要があります。
- 食品の安全性に不安を感じている人の割合は減少したものの、依然、公衆衛生上重要であることや、郷土料理や伝統料理を継承する人の割合の減少が続いていることから、食品の安全性に関して、基礎的な知識に基づき自ら判断する人を増やす取組や、郷土料理・伝統料理について、興味をもってもらうための取組を推進する必要があります。

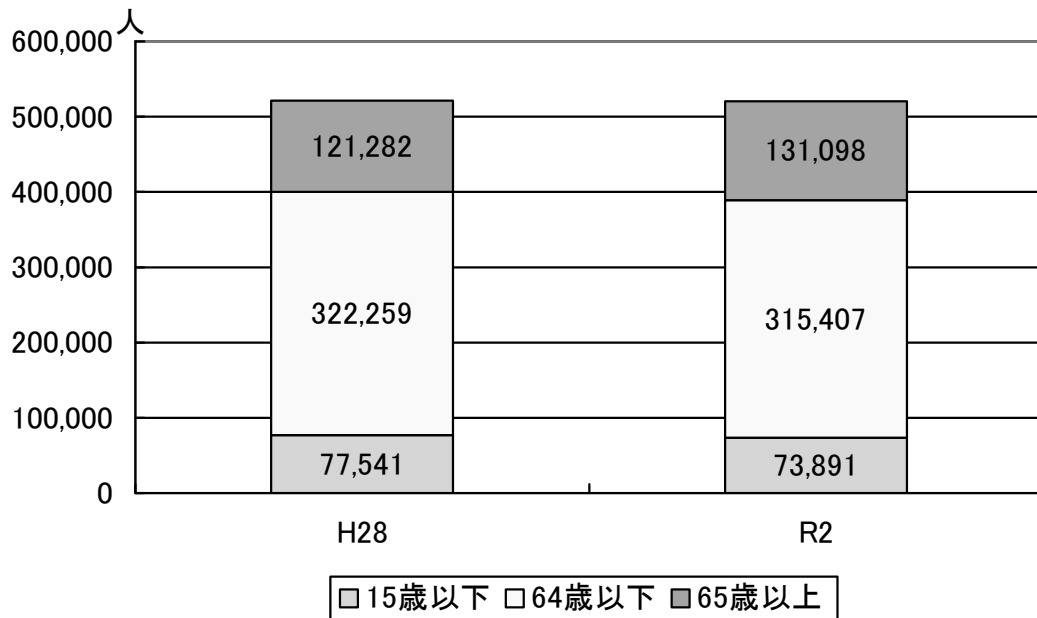
第2章 食育の現状と課題

1 食育をめぐる本市の状況について

(1) 少子・超高齢社会の進行

区分	H28	R2	増減
65歳以上	121,282人	131,098人	9,816人
64歳以下	322,259人	315,407人	△6,852人
15歳以下	77,541人	73,891人	△3,650人
総人口	521,082人	520,396人	△686人

※ 宇都宮市年齢別人口より



15歳以下の人口減少や老年人口（65歳以上）が増加しており、少子・超高齢社会が進行しています。

(2) 単身世帯や共働き世帯の増加

区分	H27	R2	増減
単身世帯	73,337 世帯	89,232 世帯	15,895 世帯

※ 国勢調査結果より

区分	H28	R元	増減
共働き世帯(国)	1,129 万世帯	1,245 万世帯	116 万世帯

※ 総務省統計局「労働力調査（詳細集計）（年平均）」より
単身世帯や共働き世帯は、増加しています。

(3) 中食を利用している人の増加

区分	H28	R2	増減
中食を利用している人	81.0%	84.9%	3.9%

※ 宇都宮市「食育に関する意識調査報告書」より
中食を利用している人は増加しています。

中食（なかしょく）とは、持ち帰り弁当、そうざい、出前など家庭外で調理された食品を購入して持ち帰り、家庭など（職場も含む）で食べることをいいます。

(4) まとめ

- ・ 15歳以下人口の減少や老年人口（65歳以上）の増加など、少子・超高齢社会が進行するとともに、単身世帯や共働き世帯が増加しています。
- ・ 単身世帯や共働き世帯は、孤食の機会や、中食・外食の利用が多くなる傾向があることから、これらの世帯の増加は中食を利用している人の割合の増加との強い関係性があります。
- ・ 中食・外食、フードデリバリーサービスの利用者の増加は、食品の製造・販売の拡大につながり、食べ残しやまだ食べられる食品の売れ残りなど食品ロスの発生につながりやすい傾向にあります。

2 意識調査の結果から見る食育の現状と課題

平成28年度と令和2年度に実施した「食育に関する意識調査」等の結果をもとに、市民の意識や行動の変化等を踏まえ、食育の現状と課題について整理しました。

【食育に関する意識調査の概要について】

■ 調査目的

市民の食育に対する意識や食習慣等の実態を調査し、「第3次宇都宮市食育推進計画」の評価及び「第4次宇都宮市食育推進計画」を策定するための基礎資料とするもの

■ 調査地域

宇都宮市全域

■ 調査対象（区分）

- ① 一般（成人）：郵送による配布・回収
- ② 中学生・高校生：学校を通じた配布・回収
- ③ 幼児・小学生の保護者：保育園・幼稚園・認定こども園・学校を通じた配布・回収

■ 主な調査項目

調査項目	一般	中学生 高校生	幼児・小学生 (保護者)
「食育」への関心や取り組みに関すること	○	○	—
食生活や生活習慣、健康に関すること	○	○	○
農業体験に関すること	—	○	—
食品の安全・安心に関すること	○	○	—
地産地消に関すること	○	—	—
食文化・伝統料理・郷土料理に関すること	○	○	—
調査項目数	53項目	29項目	16項目

■ 調査時期

令和2年10月

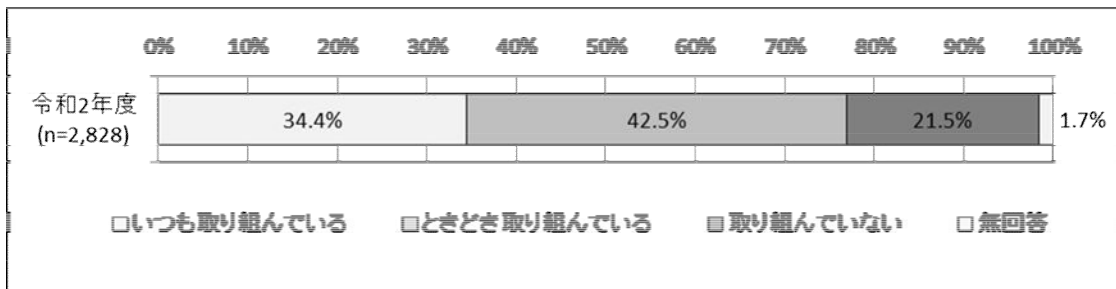
■ 回収結果

	配布数	有効回収数	有効回収率
一般	5,000	2,828	56.6%
中学生・高校生	3,023	2,840	93.9%
幼児・小学生(保護者)	2,496	2,338	93.7%

(1) 減塩への取り組み

日頃から「薄味を心がけること」や「酸味や香辛料を活かすこと」など減塩に取り組んでいる人の割合は、「ときどき取り組んでいる」が42.5%で最も高く、「いつも取り組んでいる」が34.4%、「取り組んでいない」が21.5%と続いています。

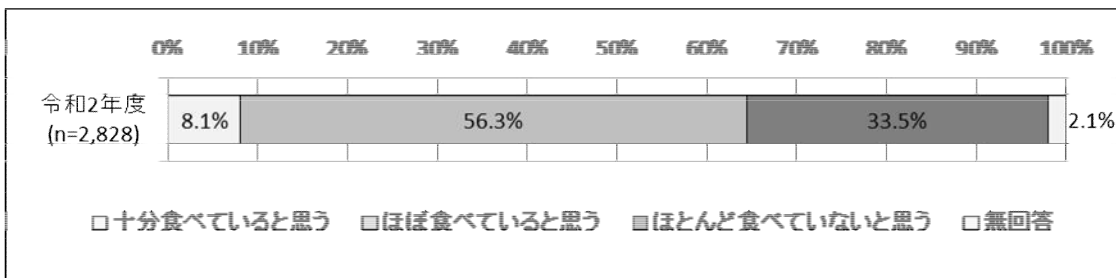
減塩に取り組んでいる人の割合



(2) 1日に必要な野菜の摂取

1日に必要な野菜摂取量(350g以上)を「ほぼ食べていると思う」が56.3%と最も高い比率を示し、「ほとんど食べていないと思う」が33.5%、「十分食べていると思う」が8.1%と続いています。

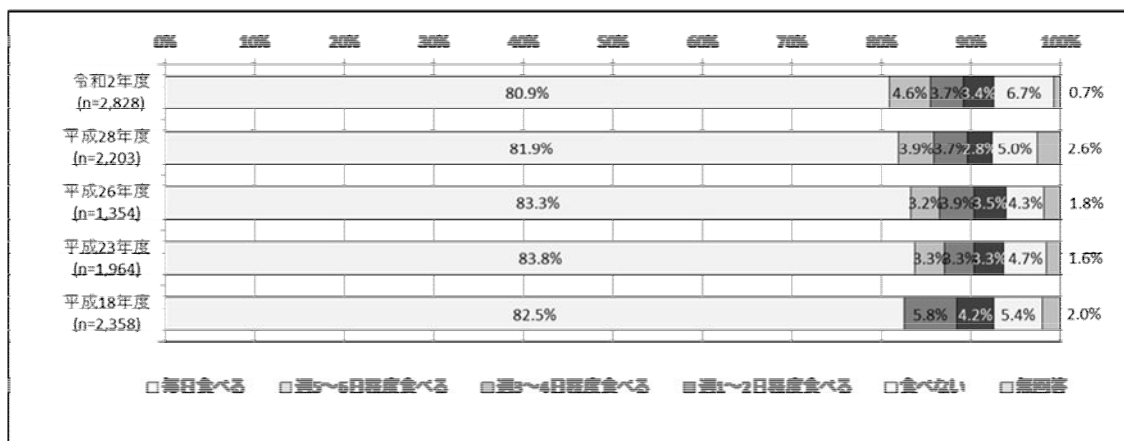
1日に必要な野菜の摂取に取り組んでいる人の割合



(3) 朝食摂取状況

朝食を「毎日食べる」が80.9%を占めます。過去の調査結果と比較すると、平成23年度以降減少しています。

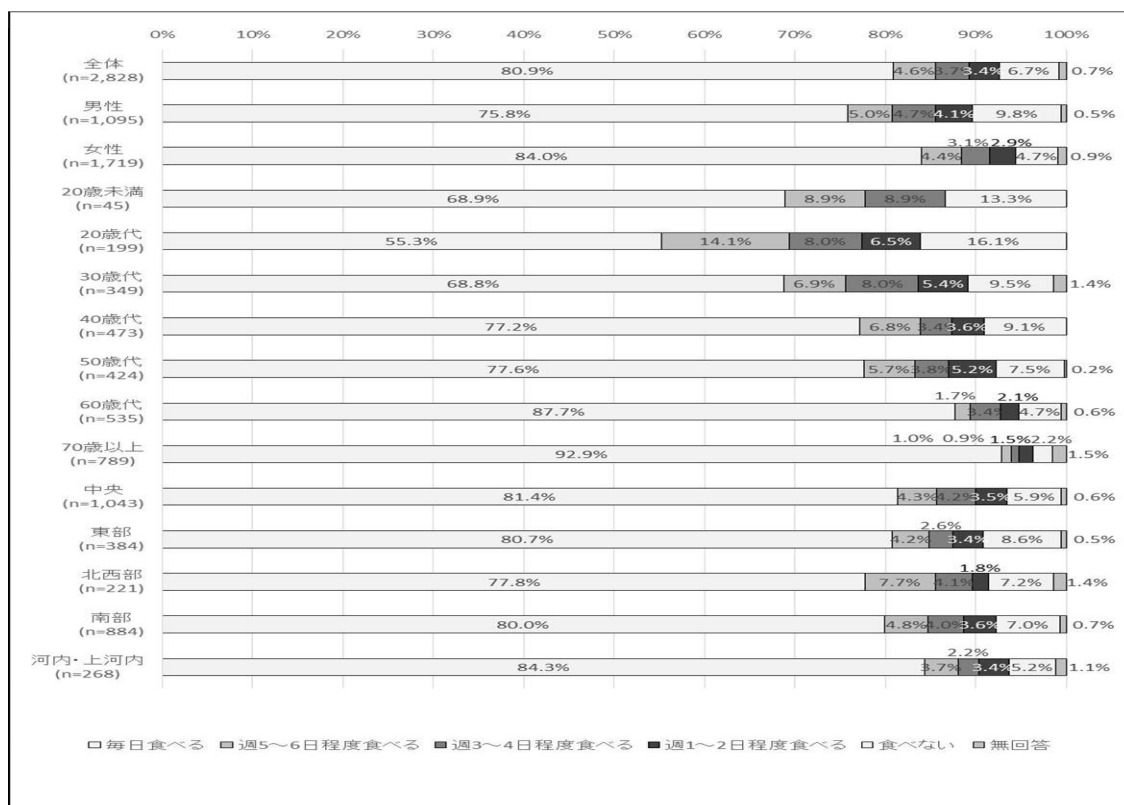
朝食摂取度



(4) 年代別朝食摂取状況

朝食を毎日食べる人の割合は、年齢が高くなるほど「毎日食べる」の比率が高くなっています。最も低いのは20歳代の55.3%であり、最も高いのは70歳以上の92.9%です。

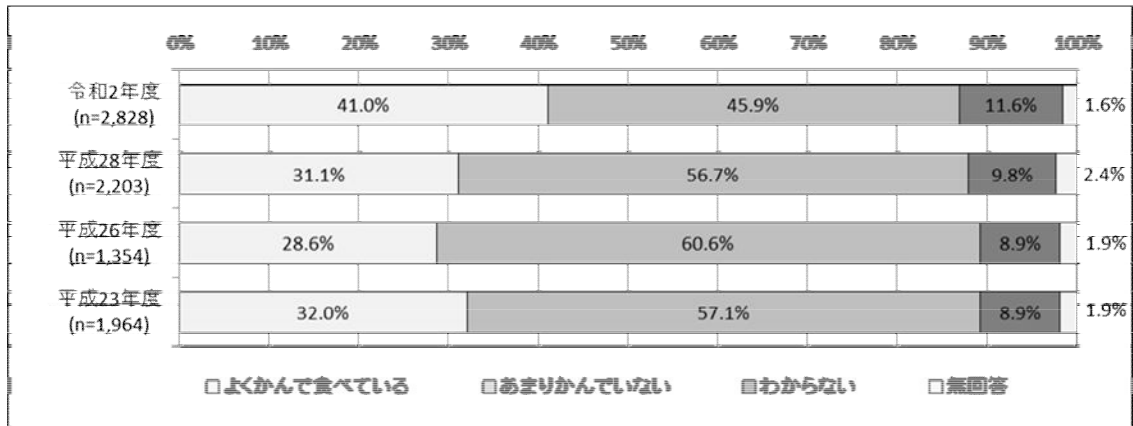
年代別朝食摂取度



(5) よく噛んで食べる人

ゆっくりとよく噛んで食べる人の割合は、平成28年の調査までは30%前後で推移していましたが、令和2年度は41.0%に増加しています。

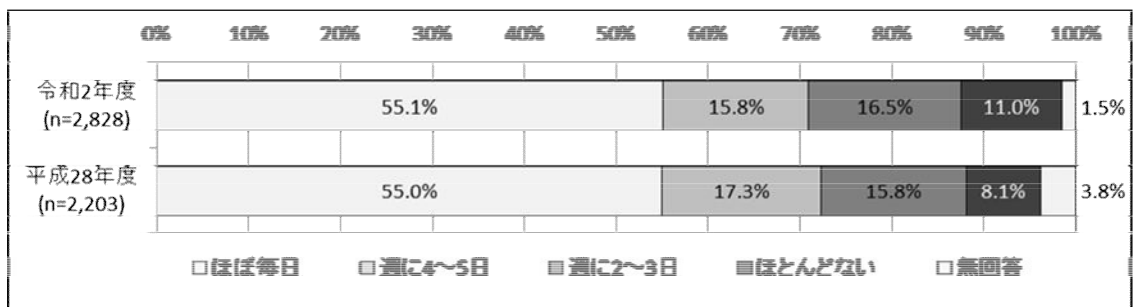
ゆっくりとよく噛んで食べる人の割合



(6) 主食・主菜・副菜をそろえた食事の頻度

主食・主菜・副菜を1日2回以上そろえて食べる人の割合は「ほぼ毎日」が55.1%と最も高い比率を示し、「週に2～3日」が16.5%、「週に4～5日」が15.8%と続いています。平成28年度と比べると、「ほぼ毎日」は大きな変化はありませんが、「ほとんどない」が2.9ポイント増加しています。

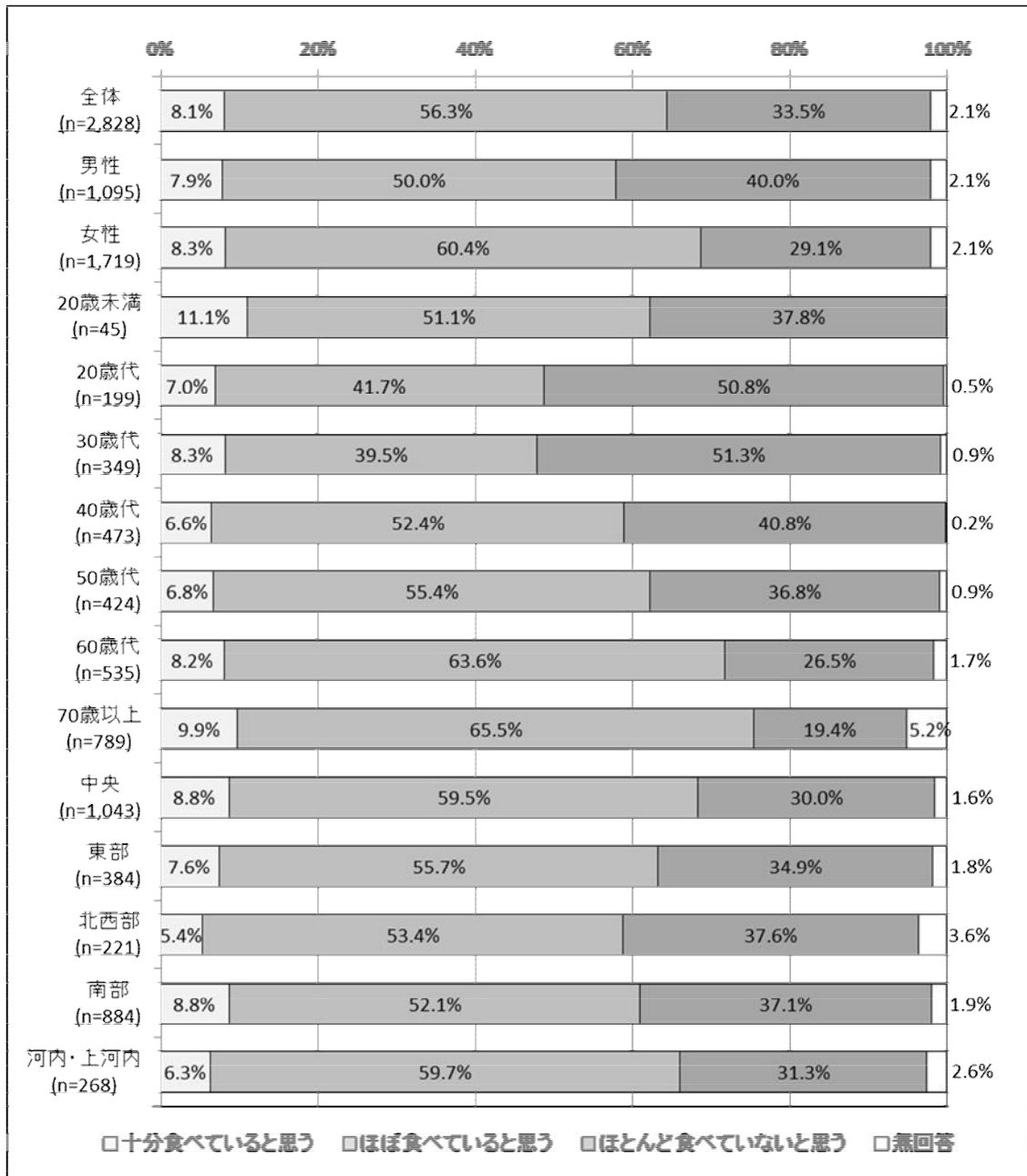
主食・主菜・副菜をそろえた食事の頻度



(7) 年代別野菜摂取状況

「十分食べていると思う」と「ほぼ食べていると思う」の合計についてみると、性別では、女性が男性を上回っています。年齢別では、年齢が高いほど比率が高い傾向が見られます

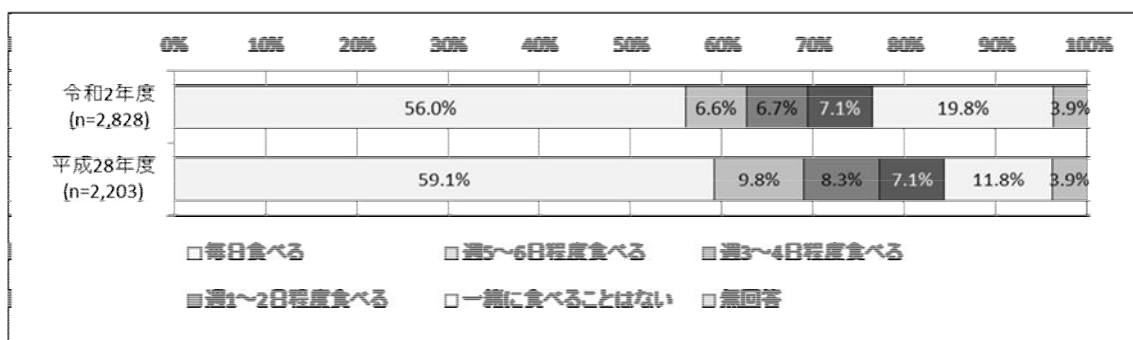
年代別野菜摂取状況



(8) 家族との共食

朝食または夕食を家族と一緒に食べる割合は、「毎日食べる」が56.0%となっていますが、平成28年度と比べると「毎日食べる」、「週に5～6日程度」、「週に3～4日程度」のいずれも減少しています。

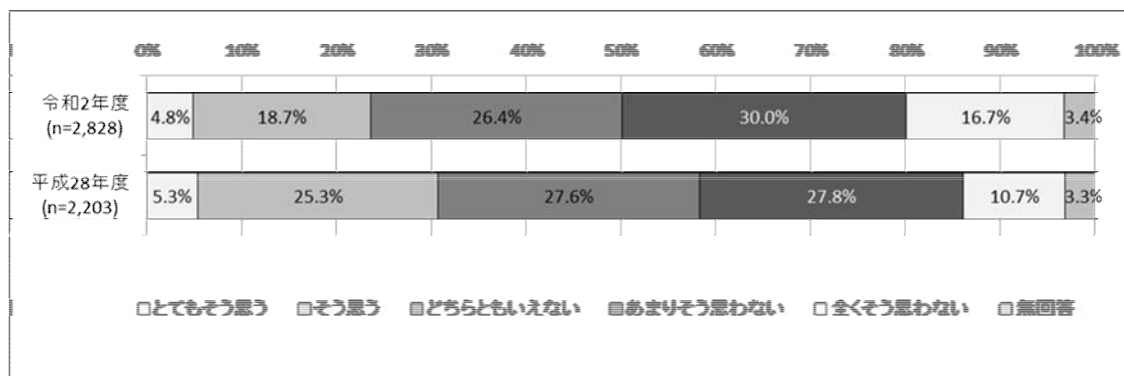
朝食または夕食を家族と一緒に食べる頻度



(9) 地域や所属コミュニティでの食事会の参加の意向

地域や所属コミュニティでの食事会への参加意向について、「そう思う」（「とてもそう思う」と「そう思う」の合計）が23.5%で、「そう思わない」（「全くそう思わない」と「あまりそう思わない」の合計）の46.7%を下回り、平成28年度と比べても「そう思う」の割合が減少しています。

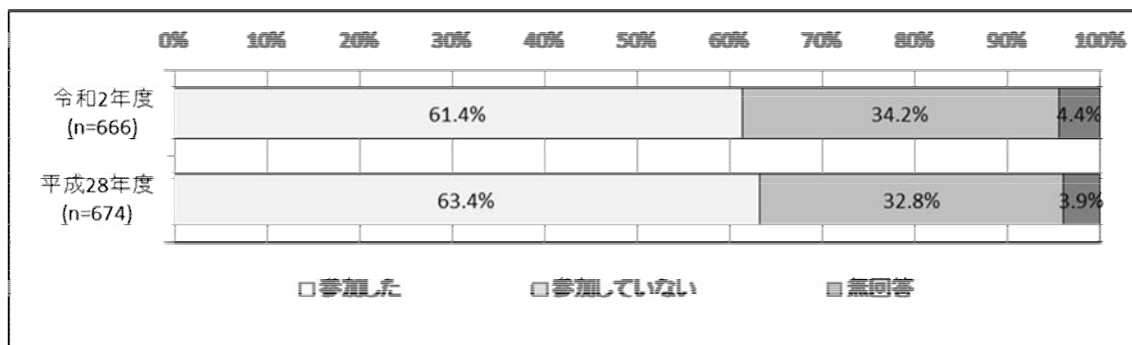
地域や所属コミュニティでの食事会の参加の意向



(10) 地域や所属コミュニティでの食事会への参加経験

「参加した」が61.4%となっていますが、平成28年度と比べると2ポイント減少しています。

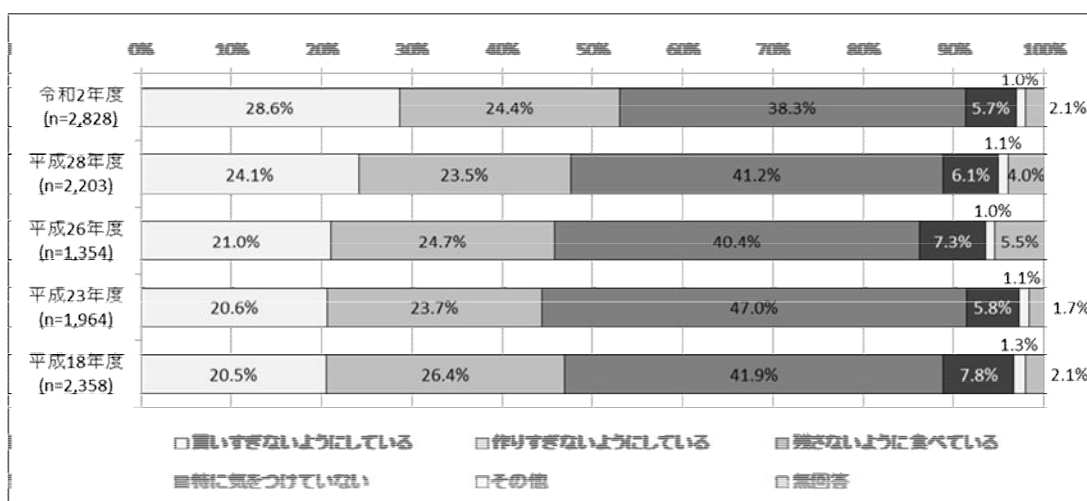
地域や所属コミュニティでの食事会への参加経験



(11) 食べ残しや食品の廃棄についての関心

「残さないように食べている」が38.3%を占め、「買いすぎないようにしている」が28.6%、「作りすぎないようにしている」が24.4%と続く。平成28年度と比べると、「残さないように食べている」は2.9ポイント減少していますが、「買いすぎないようにしている」が4.5ポイント、「作りすぎないようにしている」が0.9ポイント増加しています。

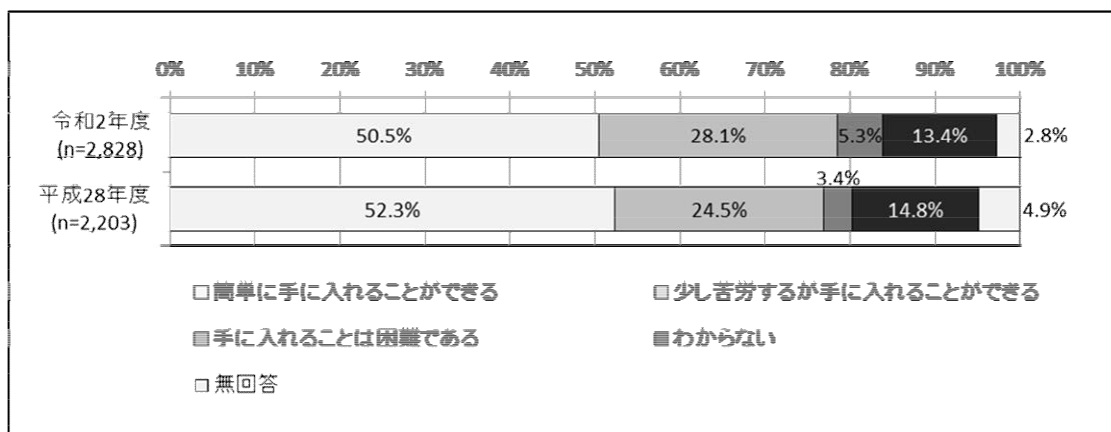
食べ残しや食品の廃棄について最も気をつけていること



(12) 地場農産物の入手しやすさ

地場農産物を欲しいと思った時に「手に入れることができる」「簡単に手に入れることができる」と「少し苦勞するが手に入れることができる」の合計)は78.6%を占めます。「手に入れることは困難である」は5.3%です。

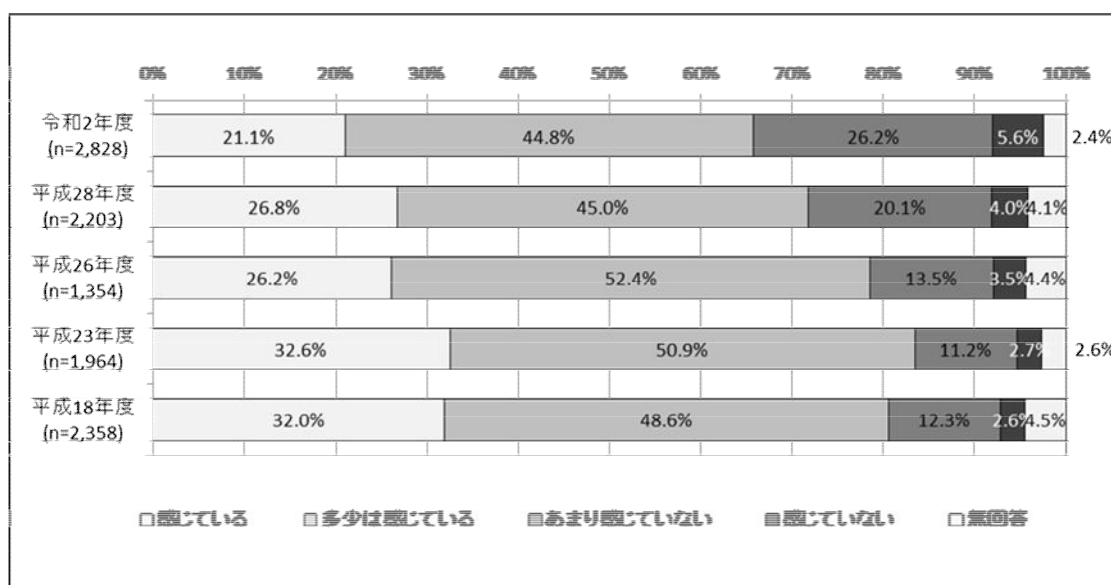
地場農産物の入手しやすさ



(13) 食品の安全性への不安

食品の安全性に不安を「感じている」「感じている」と「多少は感じている」の合計)は65.9%であり、「感じていない」「感じていない」と「あまり感じていない」の合計)の31.8%を上回っていますが、平成23年度以降減少しています。

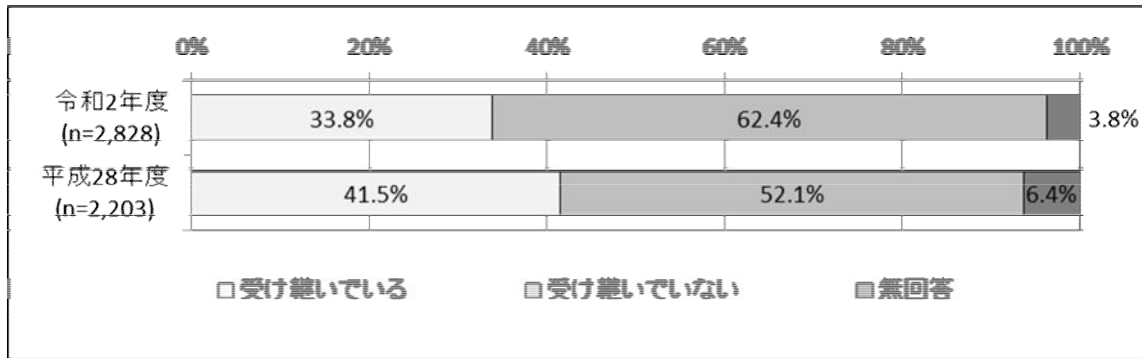
食品の安全性に不安を感じている人



(14) 食文化の継承

「受け継いでいない」が62.4%で、「受け継いでいる」の33.8%を上回っています。「受け継いでいる」は平成28年度と比べ、7.7ポイント減少しています。

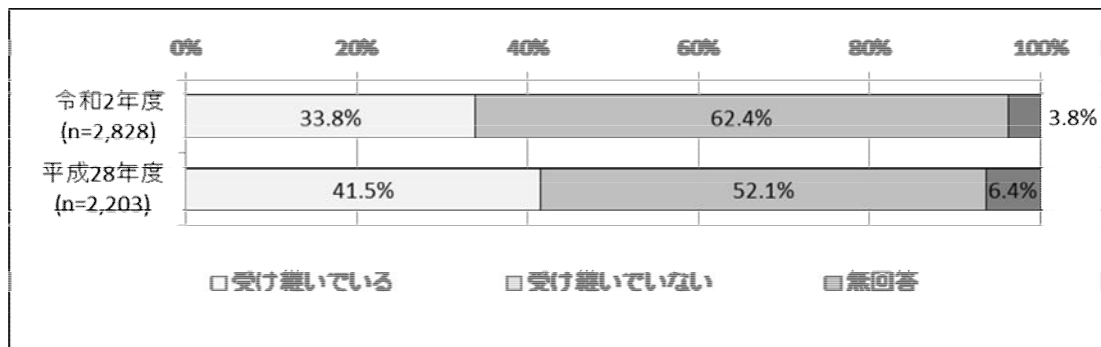
地域や家庭で受け継がれた料理や味、食べ方、作法の継承などの食べ方、作法を受け継いでいる人



(15) 地域、家庭の食文化の継承

「受け継いでいない」が62.4%で、「受け継いでいる」の33.8%を上回っています。「受け継いでいる」は平成28年度と比べ7.7ポイント減少しています。

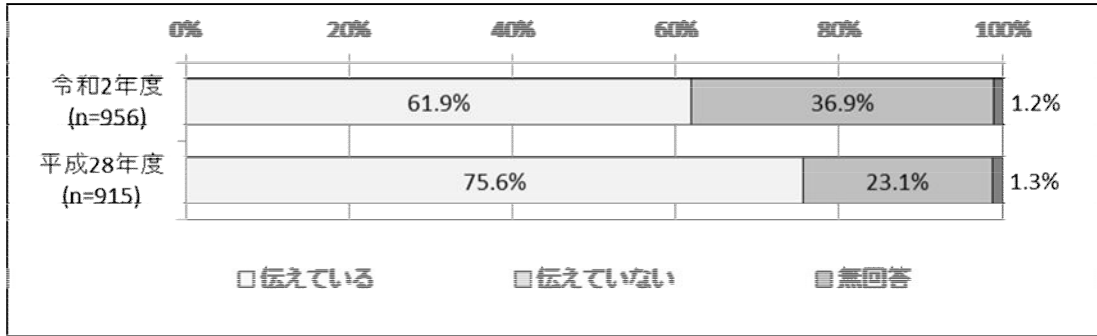
伝統的な料理や作法等を受け継いでいる人



(16) 継承された地域、家庭の食文化の伝承

「伝えている」が61.9%で、「伝えていない」の36.9%を上回っている。
 「伝えている」は平成28年度と比べ、13.7ポイント減少しています。

受け継いだ伝統的な料理や作法等を地域や次世代に対し伝えている人の割合



3 課題の総括

- (1) 20歳代、30歳代は朝食を毎日食べる人や主食・主菜・副菜をそろえて食べる人の割合が依然低く、よく噛んで食べる人や、栄養バランスの良い食事を心がけている人の割合についても、他の年代では向上しているものの、若年層では低調であることから、規則正しい栄養バランスのとれた食生活の促進などについて、この世代も興味を持てる、食を通した市民一人ひとりの健康づくりが必要です。

- (2) 地域や所属コミュニティでの食事に参加したい人の割合が減少していることや食品の廃棄に関心を持つ人の割合が伸び悩んでいることから、多様な暮らしの中でも共食の促進や、食品廃棄の抑制につながる取組を充実していくことが必要です。

- (3) 食品の安全性に不安を感じている人の割合は減少したものの、依然、公衆衛生上重要であることや、郷土料理や伝統料理を継承する人の割合の減少が続いていることから、食品の安全性に関して、基礎的な知識に基づき自ら判断する人を増やす取組や、郷土料理・伝統料理について、興味をもってもらうための取組を推進することが必要です。

4 第4次計画で取り組むべき課題

これまでの取組や、意識調査の結果等を踏まえ、第4次計画において、取り組むべき課題を取りまとめました。

課題1 食を通した市民一人ひとりの健康づくりの推進が必要です。

子どもから高齢者まで、生涯にわたって、食を通した健康づくりを実践するためには、子どもの頃から規則正しい食生活習慣を身につけ、栄養バランスのとれた食べ物を摂取することが重要であり、国が推進する「自然に健康になれる食環境づくり」や、心身の健康を支える食生活の促進など、市民が一人ひとりの健康を目指す環境づくりの必要があります。

「自然に健康になれる食環境」とは、健康づくりに関心がない市民においても、自然に（無意識に）健康に配慮された食が選択される環境です。

課題2 食を通した豊かな心の醸成が必要です。

子どもから高齢者まで、生涯にわたって、食の大切さ、楽しさ、文化を理解し、食や生活を楽しめる、豊かな心を育むためには、食に対する意義や重要性に理解や関心を持ち、豊かな食や生活を楽しむ感謝の心を持つことが重要であり、多様な暮らしに対応した共食や、食べ物を大切に作る心、産地や生産者を意識した食材選び、食品ロスを発生させない行動の啓発への取組が必要です。

課題3 食の安全性の確保や食文化継承など食育活動の推進が必要です。

子どもから高齢者まで、生涯にわたって、質が高く豊かな日本の食文化の継承のためには、食品の安全性に関する基礎的な知識を理解し、それを踏まえて自ら判断することや、郷土料理や伝統料理について興味をもち、食文化への理解を深めることが重要であり、食品の選び方や適切な調理・保管方法の啓発や、郷土料理や伝統料理を体験できる機会が必要です。

横断的な課題1 「新たな日常」に対応した取組の推進が必要です。

感染症の流行下において「食育」の推進を図るためには、非対面・非接触型の事業を取り入れることが重要であり、積極的にICTを活用し、「新たな日常」への対応に向けたデジタル化を推進する必要があります。

「新たな日常」とは、3密（密接、密閉、密集）回避、マスク着用などの基本的な感染防止対策に加え、オンライン、テレワークなどのデジタル技術の活用を図りながら、必要な社会経済活動を行っていく日常です。

横断的な課題2 ライフステージに応じた取組の推進が必要です。

子どもから高齢者まで、生涯を通じた「食育」を推進するためには、それぞれの世代にあった食習慣を身につけることが重要であり、ライフステージに応じ、事業手法や内容を工夫することが必要です。

SDGsの観点 SDGsの観点から相互に連携して総合的な推進が必要です。

食育を推進することは、市民の健康な心身と豊かな人間性の育成だけでなく、SDGsの実現という観点からも取組を一層進める必要があります。

第3章 基本方針

1 基本理念

基本理念は、食育基本法に基づき、市民が食育の「実践」を通して、生涯にわたり人間力の向上を図るための指針を示すものであり、本計画においては、国の動向や本市の現状から導出した新たな課題を踏まえ、食を巡る幅広い分野の課題に対応するため、以下のとおりとします。

すべての市民が生涯にわたり、自然に健康になれる食環境の中で、食に対する感謝と理解を深め、心身の健康と豊かな人間性を育みます。

子どもから高齢者まで全世代の市民に対し、生涯を通じて、それぞれの世代に応じた取組を推進し、食品の製造・販売事業者等と連携して自然に健康になれる食環境づくりを推進する中で、食やそれに関わる人々への感謝と健全な食生活や食文化への理解を深めることで、市民の心身の健康と豊かな人間性を育むことを基本理念とします。

2 基本目標、基本施策

基本理念のもと、次の設定の考え方にに基づき、市民の目指すべき姿として、基本目標を掲げるとともに、基本目標の達成に向けて取り組むべき施策を設定しました。

(1) 設定の考え方

基本目標： 基本理念のもと、食を取り巻く状況を踏まえ、市民が「生涯にわたり、自然に健康になれる食環境の中で、食に対する感謝と理解を深め、心身の健康と豊かな人間性を育むため」に、目指すべき姿を3つの「基本目標」として示しました。

基本施策： 基本目標の達成に向けて取り組むべき施策を設定しました。

施策指標： 基本施策の達成状況を把握するため、数値目標を掲げ、計画最終年度（令和8年度）までの達成を目指します。

その他： 横断的な視点として、「新たな日常」に対応した取組やライフステージに応じた取組を推進するとともに、SDGsの観点から相互に連携して総合的に推進します。

(2) 基本目標

3つの基本目標を掲げ、その達成に向け、構成事業について重点化・焦点化

基本目標1 食を通じた市民一人ひとりの健康づくりを推進します

多くの市民が食を通じて生活習慣病を予防し、健康寿命の延伸を図るためには、健康づくりに関心がない市民においても、減塩や野菜摂取が促進されることが重要であるため、「自然に健康になれる食環境づくり」に取り組みます。

生涯にわたって、健やかな生活を送るためには、若い世代において、毎日しっかり食べることを定着させることが重要であるため、規則正しい食習慣づくりに取り組みます。

また、働く世代の肥満や生活習慣病の予防・改善、高齢者の低栄養予防や筋力維持のため、栄養バランスのとれた食事が実践されるよう取り組みます。

基本目標2 食を通じた豊かな心の醸成を図ります

食卓を囲んでコミュニケーションを図り、食べ物の味やおいしさを共感することは、食の楽しさを実感するために重要であり、単身者世帯や共働き世帯の増加など暮らしが多様になる中でも、家族等と食事を共にする環境づくりに取り組みます。

食べ物が、自然や環境、生産者や製造者などの多くの関係者によって支えられていることを実感することは、食べ物を大切に作る心や食に感謝する心を育む上で重要であるため、地元でとれたものを無駄なく食べることの促進に取り組みます。

基本目標3 食の安全性の確保や食文化継承などの食育活動を推進します

質の高い食文化の継承を図るためにも、日々の食べ物の安全性について自ら判断できることは重要であるため、安全な食品を選び、適切な調理・保管ができるよう取り組みます。

豊かな食文化を保つためには、古くから伝わる郷土料理や伝統料理が失われないよう継承していくことが重要であるため、地域や家庭で受け継がれてきた料理や味、食べ方や作法を次世代に伝えていけるよう取り組みます。

(3) 横断的な視点

基本目標を達成するため、横断的な視点を取り入れた事業を推進

横断的な視点1 「新たな日常」に対応した取組を推進します

「新たな日常」に対応した食育を推進するため、ICTを活用した非対面・非接触型の取組を対象事業に取り入れ、その結果や効果の検証・評価を行うなど、食育におけるデジタル化を図ります。

横断的な視点2 ライフステージに応じた取組を推進します

生涯を通じて食育を総合的に推進するため、食に関する課題が異なる世代ごとに6つのライフステージに分け、対象事業において世代ごとに特徴的な取組・コンテンツを取り入れ、事業の結果や効果の検証・評価を行いながら、世代間の重点化・焦点化を図るとともに、生涯を通じた正しい食習慣の維持と健康の増進を促進します。

(4) SDGsの観点

SDGsの実現に向け、相互に連携して総合的に推進

SDGsの観点 SDGsの観点から相互に連携して総合的に推進します

SDGsの実現に向け、関連性の高い事業について、SDGsの観点から相互に連携して総合的に推進します。

(5) 基本施策

基本目標1

《食を通した市民一人ひとりの健康づくりを推進します》

基本施策1 自然に健康になれる食環境づくりの推進

健康無関心層を含め、多くの市民が自然に（無意識に）減塩や野菜摂取促進など健康な食事が選択できる環境を整備します。

【施策指標】

施策指標	現状値（R2）	目標値（R8）
日頃から減塩に取り組んでいる人の割合	34.4%	45.0%以上
1日に必要な野菜摂取量を食べている人の割合	64.4%	75.0%以上

基本施策2 健全な食生活に向けた環境づくりの推進

子どもの頃から、規則正しい食生活の習慣を身につけ、健全な食生活の実践につなげるため朝食を含め、適度に食事間隔をとり、しっかり食べ物を摂取することを推進します。

【施策指標】

施策指標	現状値（R2）	目標値（R8）
朝ごはんを毎日食べる子ども（小学6年生）の割合	89.4%	100.0%
朝ごはんを毎日食べる人（20歳代・30歳代）の割合	63.9%	85.0%以上
食事をゆっくりとよく噛んで食べる人の割合	41.0%	55.0%以上

基本施策3 栄養バランスのとれた食生活の推進

肥満や生活習慣病の予防・改善，高齢者の低栄養予防に向け，栄養バランスのとれた食事を摂取することを推進します。

【施策指標】

施策指標	現状値 (R2)	目標値 (R8)
主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上食べている働く世代(20歳代・30歳代)の割合	42.2%	60.0%以上
主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上食べている働く世代(40歳代・50歳代)の割合	48.0%	65.0%以上
主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上食べている高齢者(60歳以上)の割合	65.0%	80.0%以上

基本目標2

《食を通した豊かな心の醸成を図ります》

基本施策4 多様な暮らしに対応する食育の推進

健全な食生活実現のため，家庭において子どもの頃から高齢者などとの共食や，多様な暮らしにおける食を通したコミュニケーションの向上を図ります。

【施策指標】

施策指標	現状値 (R2)	目標値 (R8)
朝食又は夕食を家族と一緒に食べる1週間あたりの日数	6.0日	7.0日

※1週間あたりの日数については、「毎日食べる」を週7日、「週に5～6日程度」を5.5日、「週に3～4日程度」を3.5日、「週に1～2日程度」を1.5日、「一緒に食べることはない」を0日として，当該人数を掛け，合計したものを全体数で割って算出

基本施策5 食に感謝し、地産地消を促進する食育の推進

食べ物を大切にする心を育み食品ロスの削減を図るとともに、地域の生産者への理解や地域農産物の活用による地産地消を促進するため、自然や環境、生産者を始めとした関係者により食が支えられていることへの理解の向上を図ります。

【施策指標】

施策指標	現状値 (R2)	目標値 (R8)
食べ残しや食品の廃棄に関して気をつけている人の割合の割合	91.3%	100.0%
地場農産物を購入意向を持って手に入れている人の割合	78.6%	85.0%以上

基本目標3

《食の安全性の確保や食文化継承などの食育活動を推進します》

基本施策6 食の安全性に関する信頼を確保する取組の推進

食品の安全性について、基礎的な知識を取得し、それを踏まえて自ら判断できるよう、食品の選び方や適切な調理・保管方法の情報提供を行います。

【施策指標】

施策指標	現状値 (R2)	目標値 (R8)
食品の安全性に不安を感じている人の割合	65.9%	50.0%以下

基本施策7 郷土料理や伝統料理等，優れた食文化の 継承につながる食育の推進

郷土料理や伝統料理について興味をもってもらい，伝統的な食文化や食事マナーが継承されていくよう推進します。

【施策指標】

施策指標	現状値（R2）	目標値（R8）
地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を地域や次世代に伝えている人の割合※	20.9%	50.0%以上

※地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を受け継いでいる人のうち，それらの伝統を地域や次世代（子どもや孫を含む。）に伝えている人の全体に占める割合

第4章 施策・事業の展開

1 基本目標及び基本施策の体系

本計画で設定した3つの基本目標を実現するための7つの基本施策について、それぞれの基本施策ごとに構成事業を設定しています。このうち、基本目標の達成や取組主体の連携強化に特に資する事業を重点事業に位置付けています。

基本目標	基本施策	構成事業数	重点事業数
1 食を通した市民一人ひとりの健康づくりを推進します。	1 自然に健康になれる食環境づくりの推進	7	3
	2 健全な食生活に向けた環境づくりの推進	17	3
	3 栄養バランスのとれた食生活の推進	11	3
2 食を通した豊かな心の醸成を図ります。	4 多様な暮らしに対応する食育の推進	10	2
	5 食に感謝し、地産地消を促進する食育の推進	11	2
3 食の安全性の確保や食文化継承などの食育活動を推進します。	6 食の安全性に関する信頼を確保する取組の推進	8	2
	7 郷土料理や伝統料理等、優れた食文化の継承につながる食育の推進	6	2
合 計		70	17

2 横断的な視点

(1) 「新たな日常」への対応に向けたデジタル化の推進

「新たな日常」への対応に向け、食育の取組においてデジタル化を推進する構成事業を設定しています。

横断的な視点	構成事業数	重点事業数
「新たな日常」に対応した取組の推進	20	7

(2) ライフステージに応じた取組の推進

生涯を通じて食育を総合的に推進するため、食に関する課題が異なる世代ごとに6つのライフステージに分け、対象事業において世代ごとに特徴的な取組・コンテンツを取り入れて取組を実施します。

横断的な視点	構成事業数	重点事業数
ライフステージに応じた取組の推進	14	7

【乳幼児期】～望ましい食習慣や生活リズムの基礎を築く時期～

〈食育の観点から見た特徴〉

- ・ 身体が発育し、味覚や咀嚼機能などが発達する時期
- ・ 離乳等を通して、食べ物を「見る」「触れる」「味わう」など自分で食べる力を育む時期

⇒ 乳幼児と保護者を対象とした朝食の摂取や早寝早起きなどの基本的な生活習慣の形成、食べることの楽しさを育むための講座や調理実習などの取組を実施します。

【小学校期】～食の大切さを学び、望ましい食習慣や生活リズムを定着させる時期～

〈食育の観点から見た特徴〉

- ・ 乳歯から永久歯に生えかわり、よく噛むことや筋肉が発達するなど、身体が大きく成長する時期
- ・ 家族や友人と一緒に食事を楽しむとともに、規則正しく食べることを定着させる時期

⇒ 食物の生産や食文化への関心を促すとともに、栄養摂取の必要性を理解し、「毎食」食べることを定着させるための学習や体験活動などの取組を実施します。

【中学・高校期】～望ましい食習慣や生活リズムを自己管理して維持する時期～

〈食育の観点から見た特徴〉

- ・ 心身の変化や個人差が大きくなり、誤った認識による過度のダイエットや、食事を抜いたり就寝時間が遅くなるなど、生活リズムが乱れがちになる時期
- ・ 将来の自立に向けて、料理することや食品を選ぶ力を身につける時期

⇒ 栄養バランスの重要性を理解し自ら健康を意識して「毎食」食べることを実践させるとともに、食品の製造・流通や伝統料理等への関心を深めるための学習や体験活動などの取組を実施します。

【青年期（18歳～39歳）】

～食を楽しみながら、健全な食生活を送り、体力の維持・向上に努める時期～

〈食育の観点から見た特徴〉

- ・ 就職，結婚，妊娠，出産，子育てなどにより生活が大きく変化し，生活リズムが不規則になりがちな時期
- ・ 家族団らんを通して，食べる楽しさを実感し，子どもへの食育について重要な役割を担う時期

⇒ 食を通じたコミュニケーションを促進するとともに，食塩や野菜摂取の目標量などを含め，自分や家族に合った食事量を理解し欠食せずしっかり食べることを実践させるための講座やグループワーク，調理実習などの取組を実施します。

【壮年期（40歳～64歳）】

～食を楽しみながら，健全な食生活を送り，健康の維持・増進に努める時期～

〈食育の観点から見た特徴〉

- ・ 職場等において活躍する時期であるためストレスを受けやすく，自分の健康管理がおろそかになりがちな時期
- ・ 不規則な食生活や運動不足など，肥満や生活習慣病の発症に注意が必要な時期
- ・ 家庭や地域における食育の担い手として，食文化の継承や次世代を育てる役割を期待される次期

⇒ 働く世代を対象とした減塩や野菜摂取促進など生活習慣病を予防するための栄養指導や講座，グループワーク，調理実習などの取組を実施します。

【高齢期（65歳以上）】～食を楽しみながら，個々の状態に応じて生活の質の維持・向上を図るとともに，食の知恵を次代に伝える時期～

〈食育の観点から見た特徴〉

- ・ 個々によって加齢に伴う身体や口腔機能の低下が見られるようになり，栄養の偏りや低栄養が懸念される時期
- ・ 単身世帯や生活リズムの違い等により，孤食や家族間のコミュニケーションが不足がちになる時期
- ・ 食に関する知識やこれまでの経験をもとに，食文化を次世代に伝える役割が求められる時期

⇒ 高齢者のフレイル予防に向けた低栄養予防や筋力維持のための教室や食文化を継承するための調理実習などの取組を実施します。

3 SDGsの観点

SDGsの実現と関連性の高い事業を掲げ、SDGsの観点を踏まえて取り組みます。

横断的な視点等		構成事業数	重点事業数
SDGs の開発目 標	目標2（飢餓）	11	5
	目標3（保健）	8	5
	目標4（教育）	8	4
	目標12（持続可能な生産と消費）	5	2
	合計	32	16



4 計画を構成する事業一覧

【新】：新規計上事業 【拡】：拡充事業 下線：地域団体等などの民間の取組
 重点：重点事業（基本目標の達成や取組主体の連携強化に特に資する事業）
 D：「新たな日常」に対応 L：ライフステージに応じた取組
 S：SDGsの開発目標の中で、特に意識して取り組む事業
 → ②：目標2（飢餓）、③：目標3（保健）、④：目標4（教育）、
 ⑫：目標12（持続可能な生産と消費）

基本目標	基本施策	No.	事業名	主な対象者（ライフステージ）						重点	D	L	S
				乳幼児期	小学校期	中学・高校期	青年期	社年期	高齢期				
食を通じた市民一人ひとりの健康づくり	自然に健康になれる食環境の推進	【自然に減塩や野菜摂取が推進される環境づくり】											
		1	【新】自然に健康になれる食環境づくり協力店登録事業	○	○	○	○	○	○	◎			②③
		2	【新】自然に健康になれる食の情報発信	○	○	○	○	○	○	◎	○	○	②③
		3	【新】おうちごはん事業	○	○	○	○	○	○	◎			②③
		4	食育フェアの実施	○	○	○	○	○	○		○		
		5	食育月間等における啓発事業	○	○	○	○	○	○				
		【地場農産物を活用した野菜摂取の促進】											
	6	【新】野菜摂取の促進と連携した地産地消の推進【再掲】	○	○	○	○	○	○				②	
	7	小中学校における地産地消の取組の推進【再掲】		○	○							②	
	健全な食生活に向けた環境づくりの推進	【子どもの頃からの健全な食生活の推進】											
		8	児童・生徒に対する食に関する指導		○	○				◎	○		④
		9	【拡】「新たな日常」に対応した食育出前講座			○	○	○	○	◎	○	○	
		10	健康教育（親子）	○			○	○					
		11	食育教室	○	○		○					○	
		12	食育啓発事業	○	○	○	○	○	○		○	○	
		【家庭や地域等における健全な食生活の推進】											
		13	家庭や地域等との連携による食育推進事業		○	○							④
		14	地域における食育推進事業	○	○	○	○	○	○			○	
		15	食に関する取組実施団体の登録事業				○	○	○				
		16	【拡】職場における健全な食生活推進事業				○	○	○	◎	○		
		17	（仮）宮っこの居場所への支援		○	○							②
		18	健康経営推進事業				○	○					
		【支援が必要な状況にある子どもの健全な食生活】											
		19	親と子どもの居場所づくり事業【再掲】		○	○	○	○	○			○	②
		【口腔機能の発達・維持による健全な食生活】											
		20	歯科健診				○	○	○				
		21	歯と口の健康週間イベント	○			○						
	22	子どものむし歯予防事業	○	○									
	23	歯の健康教室		○								④	
	24	中学生における歯科保健啓発事業			○								
	栄養バランスのとれた食生活の推進	【栄養摂取の改善】											
		25	【拡】3歳児健康診査における栄養指導	○			○	○		◎			
		26	栄養相談（親子）	○	○	○	○	○					
		27	教育・保育施設等における家庭への食育啓発事業	○			○	○					
		28	栄養相談	○	○	○	○	○	○			○	
29		【拡】健康づくり栄養教室				○	○	○	◎		○	③	
30		給食施設指導事業	○	○	○	○	○	○					
31		食育指導者研修会				○	○	○		○			
【生活習慣病の予防・改善】													
32		糖尿病普及啓発事業				○	○	○		○		③	
33		糖尿病合併症予防講習会				○	○	○		○			
【高齢者の低栄養予防】													
34	食の自立支援（配食サービス）事業						○				②③		
35	介護予防教室における栄養改善普及啓発事業						○	◎	○		②③		

基本目標	基本施策	No.	事業名	主な対象者（ライフステージ）						重点	D	L	S
				乳幼児期	小学校期	中学・高校期	青年期	社年期	高齢期				
食を通して豊かな心の醸成	多様な暮らしに対応する食育の推進	【家庭等における共食】											
		36	ワーク・ライフ・バランス推進事業	○	○		○	○		◎			
		37	各種家庭教育講座	○	○	○	○	○	○		○	○	
		38	うつのみや版親学の推進事業				○	○					
		39	料理教室	○	○		○	○					
		【食事を通じたコミュニケーション向上】											
		40	児童・生徒に対する食に関する指導【再掲】		○	○							
		41	家庭や地域等との連携による食育推進事業【再掲】		○	○							④
		42	食育フェアの実施【再掲】	○	○	○	○	○	○		○		
		43	親と子どもの居場所づくり事業		○	○	○	○		◎			②
	44	(仮)宮っこの居場所への支援【再掲】		○	○							②	
	45	ひとり暮らし高齢者ふれあい会食事業						○				③	
	食に感謝し、地産地消を促進する食育の推進	【食品ロス削減】											
		46	食品ロス削減推進事業		○	○	○	○	○	◎		○	⑫
		47	「もったいない残しま10(てん)！」運動の実施	○	○	○	○	○	○				
		48	在家庭乳幼児や保護者への食育啓発事業	○			○	○					
		49	教育保育施設等における食育体験事業	○									
		【地産地消推進】											
		50	野菜摂取の促進と連携した地産地消の推進	○	○	○	○	○	○	◎			⑫
		51	農林業祭の実施	○	○	○	○	○	○				
52		小中学校における地産地消の取組の推進		○	○					○		④⑫	
53		宇都宮産米消費拡大事業	○	○	○	○	○	○					
54	自然に健康になれる食環境づくり協力店登録事業【再掲】	○	○	○	○	○	○				⑫		
55	自然に健康になれる食の情報発信【再掲】	○	○	○	○	○	○		○	○	⑫		
56	アグリスクール	○	○	○	○	○	○						
食の安全性の確保や食文化継承などの食育活動の推進	食の安全性に関する取組の推進	【食品の選び方や扱い方の情報提供】											
		57	児童・生徒に対する食に関する指導【再掲】		○	○							
		58	家庭や地域等との連携による食育推進事業【再掲】		○	○							
		59	(仮)卸売市場の理解促進事業	○	○	○	○	○	○		○		
		60	「新たな日常」に対応した食に関する正しい知識の普及促進			○	○	○	○	◎	○	○	④
		【食の信頼性確保のための環境づくり】											
	61	市民・事業者へのリスクコミュニケーション推進事業		○	○	○	○	○		○			
	62	食の安全確保に向けた食品関係施設への監視指導				○	○	○	◎				
	63	食品安全ウォッチャーによる市民参加型の食品表示調査											
	64	調理従事者講習会				○	○	○					
	郷土料理や伝統料理等の継承につながる食育の推進	【伝統料理等の継承の推進】											
		65	小中学校における食文化の指導		○	○				◎	○		④
		66	教育保育施設等における食文化の継承のための周知啓発	○									
		67	伝統文化ホームページやSNS等による周知啓発事業		○	○	○	○	○		○		
68		伝統料理講習会の実施		○	○	○	○	○	◎	○	○	④	
【伝統料理等の体験機会の提供】													
69	食育フェアの実施【再掲】	○	○	○	○	○	○		○				
70	伝統文化フェスティバルにおける伝統食の周知啓発	○	○	○	○	○	○						

【構成事業】

(1) 自然に健康になれる食環境づくりの推進

事業 番号	事業名（【新】：新規， 【拡】：拡充，◎：重点 事業， <u>下線</u> ：地域団体 等などの民間の取組）	実施主 体	事業の概要
【自然に減塩や野菜摂取が推進される環境づくり】			
1	【新】 ◎ 自然に健康に なれる食環境 づくり協力店 登録事業	市	健康的な食事を自然に（無意識に）選択できる食環境 づくりに向けて、市内のスーパーマーケット等に協力 店舗を募集し、協力が得られた店舗において減塩、野 菜摂取促進の取組を実施します。
2	【新】 ◎ 自然に健康に なれる食の情 報発信	市	健康な食事を選択できる食環境づくりに向けて、食に 関する情報を広く周知するため、協力店舗においてP OP掲示のほかSNSを活用した動画配信などを行 います。また、食品の製造事業者等への減塩や野菜摂 取促進に関する情報提供を行います。
3	【新】 おうちごはん 事業	市	健全な食事を自然に無意識に選択できる食環境づく りに向けて、スーパーマーケットや大学等と連携し、 ヘルシー弁当などの健康的な中食の開発を行います。
4	食育フェアの 実施	市、実行 委員会 等	広く市民に食育の啓発を図るため、学校や地域、食育 関係団体などの食育の取組の普及や食育啓発イベン トの開催や動画配信を行います。
5	食育月間等に おける啓発事 業	市	市民に対し、食の大切さを広く周知するため、生活習 慣病予防や学校給食での取組、地産地消での取組など をパネル展示やリーフレット配布等を行い、食育に関 する普及啓発を行います。
【地場農産物を活用した野菜摂取の促進】			
6	【新】 野菜摂取の促 進と連携した 地産地消の推 進【再掲】	市、宇都 宮市地 産地消 推進会 議	地産地消を推進するとともに、自然に健康になるため の野菜摂取を促進するため、地産地消推進店の認定や 野菜摂取促進協力店舗におけるキャンペーンなどを 実施します。
7	小中学校にお ける地産地消 の取組の推進 【再掲】	市教育 委員会	児童生徒が地域の自然や農業等に関する理解を深め、 感謝の気持ちを育むため、学校給食に地場産物を使用 し、教材として活用しながら指導を行います。

(2) 健全な食生活に向けた環境づくりの推進

事業 番号	事業名（【新】：新規， 【拡】：拡充，◎：重 点事業， <u>下線</u> ：地域団 体等などの民間の取 組）	実施主体	事業の概要
【子どもの頃からの健全な食生活の推進】			
8	◎ 児童・生徒に 対する食に関 する指導	市教育委員 会	児童生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けるため、給食を教材として活用しながら、給食の時間を中心として教科等において食に関する指導を行います。
9	【拡】 ◎ 「新たな日 常」に対応し た食育出前講 座	市	「新たな日常」においても市民の健全な食習慣づくりを支援するため、若い世代から高齢者までの幅広い世代に対し、食に関するオンラインの出前講座等を実施します。
10	健康教育（親 子）	市	乳児期からの望ましい食生活を実践するため、親子を対象にすこやか親子講座等を通して、食に関する情報提供を行います。
11	食育教室	市	妊娠期・幼児期・小学校期・青年期など各ライフステージに応じた健康課題を解決するため、管理栄養士による講話や調理実習を実施します。
12	食育啓発事業	市	市民の食に関する意識の高揚を図るため、食事と栄養に関するポスター掲示やリーフレット配布、市保健センター公式キッチンへのレシピの提供を行います。
【家庭や地域等における健全な食生活の推進】			
13	家庭や地域等 との連携によ る食育推進事 業	市教育委員 会	児童生徒が生涯を通して健全な食生活を実現するために必要な資質・能力を身に付けるため、家庭や地域等と連携して「お弁当の日」や出前講座など、実践の機会を創出する取組を行います。
14	地域における 食育推進事業	地域団体	食生活改善推進員が、地域住民に対し、適正な食生活を普及し、健康づくりの保持増進を図るため、地域の特性やライフステージに応じた食育の普及啓発事業を実施します。 【幼児・小学校期：朝食摂取と共食，若者世代：栄養バランス，働く世代：生活習慣病の予防，高齢世代：低栄養フレイル予防を主な内容として実施】

事業 番号	事業名（【新】：新規， 【拡】：拡充，◎：重 点事業， <u>下線</u> ：地域団 体等などの民間の取 組）	実施主体	事業の概要
15	食に関する取 組実施団体の 登録事業	市，栃木県	市民への食育の実践を支援するため，自主的に様々な食育の推進に取り組む団体を増やし，行政だけでなく，地域社会全体で食育を推進します。
16	【拡】 ◎ 職場における 健全な食生活 推進事業	市，地域・ 職域連携推 進協議会	働く世代の健全な食生活推進のため，地域・職域連携推進協議会により，企業の従業員に対し，健全な食環境づくりについての普及啓発を行います。
17	（仮）宮っこ の居場所への 支援	市 NPO法人	すべての子どもが必要な時に利用できる居場所の充実を図るため，無料や安価で食事を提供するだけでなく，コミュニケーションの場としての役割も担う「子ども食堂」をはじめ，地域で青少年が気軽に集まることができる「青少年の居場所」などの地域の居場所（「（仮称）宮っこの居場所」）に対し，開設費用や運営費用の補助を行います。
18	<u>健康経営推進 事業</u>	宇都宮商工 会議所， 宇都宮市地 域・職域連 携推進協議 会	健康づくりに関するセミナー等を開催し，企業の健康経営の取組を支援します。
【支援が必要な状況にある子どもの健全な食生活】			
19	親と子どもの 居場所づくり 事業【再掲】	市	家庭の世帯収入の状況とは関係なく，物や教育，経験，人とのつながりなどに恵まれていない「関係性の貧困」を未然に防ぐため，親の子育ての負担を軽減するとともに，子どもの前向きな気持ちや生きる力を育む「親と子どもの居場所」を開設し，個々の状況に応じて包括的に支援する場を提供します。 【親】食の提供を通じた子育て負担の軽減 【子】食事の準備や片付け，一緒に食事することなどの体験・経験機会の提供

事業 番号	事業名（【新】：新規， 【拡】：拡充，◎：重 点事業， <u>下線</u> ：地域団 体等などの民間の取 組）	実施主体	事業の概要
【口腔機能の発達・維持による健全な食生活】			
20	歯科健診	市	健康で豊かな食生活が営めるように、歯周疾患の早期発見とその予防をするため、30歳以上の市民を対象に歯科健診を実施します。
21	歯と口の健康週間イベント	市（市歯科医師会委託）	口腔衛生に関する普及啓発を行うため、「歯と口の健康週間」にあわせ歯科医師による歯科健康相談、歯科衛生士による口腔内検査、ブラッシング指導などを実施します。
22	子どものむし歯予防事業	市	幼児期や学童期において、虫歯予防と口腔内疾患等の早期発見のため、2歳から小学2年生までを対象としたフッ化物塗布と2歳5ヶ月児歯科健康診査時に、ブラッシング指導や口腔衛生に関する相談等を実施し、正しい知識の普及と歯磨き習慣の定着を図ります。
23	歯の健康教室	市教育委員会	生涯をとおして、歯・口腔の健康づくりに取り組める能力・態度を育成するため、小学校3年生を対象に、歯科医師による講話と歯科衛生士によるブラッシング指導を全小学校で実施し、よく噛んで食べることや歯磨きの習慣の定着を図ります。
24	中学生における歯科保健啓発事業	市教育委員会	中学生を対象に作成した「歯科保健資料」等を活用し、生活のリズムを自立させ、口腔ケアの知識の普及啓発を行うことで、中学生の歯と口の健康づくりに対する関心と理解の向上を図ります。

(3) 栄養バランスのとれた食生活の推進

事業 番号	事業名（【新】：新規， 【拡】：拡充，◎：重点事 業，下線：地域団体等な どの民間の取組）	実施主体	事業の概要
【栄養摂取の改善】			
25	【拡】 ◎ 3歳児健康診査 における栄養指 導	市	学齢期以降の肥満及び将来の生活習慣病発症を予 防するため、3歳児健康診査の会場において、3歳 児やその保護者を対象に肥満や食生活に関する講 話を実施します。
26	栄養相談（親子）	市	親子で栄養バランスのとれた食生活が実践できる ようにするため、家庭や個人の状況に応じた栄養や 食事に関する指導・助言を実施します。
27	教育・保育施設 等における家庭 への食育啓発事 業	教育・保育 施設	施設における食事の考え方について、保護者の理解 を深めることが大切であるため、献立表等のおたよ りや給食レシピの配布、サンプル食の展示など、食 に関する情報提供を実施します。
28	栄養相談	市	市民の一人ひとりの健康の保持増進のため、管理栄 養士が個別に相談に応じ、助言指導を行います。
29	【拡】 ◎ 健康づくり栄養 教室	市	働く世代や高齢者の健全な食生活推進のため、ライ フステージに合わせた食生活の見直しに向けた、管 理栄養士の講話やグループワーク、調理実習などを 実施します。
30	給食施設指導事 業	市	給食施設における喫食者の健康の維持・増進を図る ため、栄養管理の改善のための情報提供や栄養教育 を行います。
31	食育指導者研修 会	市	地域及び給食施設における専門知識を有する人材 の育成を図るため、食育指導者に対し、食育や栄養 管理に関する基礎的知識や指導技術等を学ぶ機会 を提供します。 （研修会の実施手法は対面とオンラインとで、社会 状況等に応じて対応）

事業 番号	事業名（【新】：新規， 【拡】：拡充，◎：重点事 業， <u>下線</u> ：地域団体等な どの民間の取組）	実施主体	事業の概要
【生活習慣病の予防・改善】			
32	糖尿病普及啓発 事業	市	糖尿病の発症を予防するため、市民に対し、糖尿病 に関する正しい知識を普及し、糖尿病予防に必要な 生活習慣改善のために必要な支援を行います。 （講座の実施手法は、対面とオンラインとで、社会 状況等に応じて対応）
33	糖尿病合併症予 防講習会	市	糖尿病の重症化を予防するため、糖尿病専門医や栄 養士等の講話を実施し、市民に対し、糖尿病合併症 に関する正しい知識を普及啓発します。 （講座の実施手法は、対面とオンラインとで、社会 状況等に応じて対応）
【高齢者の低栄養予防】			
34	食の自立支援 （配食サービ ス）事業	市	在宅の高齢者等に対し、低栄養の予防や、利用者が 体調等に合わせて栄養バランスのとれた食生活を 送るなど、食生活の改善及び健康の増進を図るた め、食の自立の観点から十分なアセスメントを行っ た上で、「食」に関わるサービスの利用調整を図り、 必要と認められた者に配食サービスを提供します。
35	◎ 介護予防教室に おける栄養改善 普及啓発事業	市	65歳以上の介護保険非該当の方を対象に、介護予 防のための高齢者の低栄養予防や筋力保持のため の教室を実施します。

(4) 多様な暮らしに対応する食育の推進

事業 番号	事業名(【新】:新規,【拡】: 拡充,◎:重点事業,下線: 地域団体等などの民間の 取組)	実施主体	事業の概要
【家庭等における共食】			
36	【拡】 ◎ ワーク・ライフ・ バランス推進事 業	市	食を通じた豊かな心の醸成を図るため、家族のふれあいや家族との共食を促進する講座等を実施します。
37	各種家庭教育講 座	市	市民一人ひとりが、学びを通じて自らの生活を改善し、より豊かな人生を送るため、各生涯学習センター等において、食を通して健康や文化を考える講座や親子・地域・社会との絆を深める講座などを実施します。 新たな日常への対応として、場所や時間を制限されない多様な学びの機会を提供するため、ICT を活用した講座などを実施します。
38	うつのみや版親 学の推進事業	市	子どもの健やかな成長のため、園や学校等において、保護者の集まる機会を捉え、食育を交えたテーマの出前講座を実施するとともに、うつのみや版親学と子どもの情報誌「こどもるっくる」等を通して、食育に関する情報提供を実施し、家庭における取組を支援します。
39	料理教室	宇都宮市 消費者友 の会	父と子が料理を通して食材や栄養について学ぶ機会とするとともに、料理づくりへの関心を高め、一緒に作った料理を食べながら楽しく会食し、親子の絆を深める教室を実施します。
【食事を通じたコミュニケーション向上】			
40	児童・生徒に対す る食に関する指 導【再掲】	市教育委 員会	児童生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けるため、給食を教材として活用しながら、給食の時間を中心として教科等において食に関する指導を行います。
41	家庭や地域等と の連携による食 育推進事業【再 掲】	市教育委 員会	児童生徒が生涯を通して健全な食生活を実現するために必要な資質・能力を身に付けるため、家庭や地域等と連携して「お弁当の日」や出前講座など、実践の機会を創出する取組を行います。
42	食育フェアの実 施【再掲】	市、実行 委員会等	広く市民に食育の啓発を図るため、学校や地域、食育関係団体などの食育の取組の普及や食育啓発イベントの開催や動画配信を行います。

事業 番号	事業名（【新】：新規，【拡】： 拡充，◎：重点事業，下線： 地域団体等などの民間の 取組）		実施主体	事業の概要
43	◎	親と子どもの居 場所づくり事業	市	<p>家庭の世帯収入の状況とは関係なく、物や教育、経験、人とのつながりなどに恵まれていない「関係性の貧困」を未然に防ぐため、親の子育ての負担を軽減するとともに、子どもの前向きな気持ちや生きる力を育む「親と子どもの居場所」を開設し、個々の状況に応じて包括的に支援する場を提供します</p> <p>【親】食の提供を通じた子育て負担の軽減 【子】食事の準備や片付け、一緒に食事することなどの体験・経験機会の提供</p>
44		（仮）宮っこの居 場所への支援【再 掲】	市 NPO法 人	<p>すべての子どもが必要な時に利用できる居場所の充実を図るため、無料や安価で食事を提供するだけでなく、コミュニケーションの場としての役割も担う「子ども食堂」をはじめ、地域で青少年が気軽に集まることができる「青少年の居場所」などの地域の居場所（「（仮称）宮っこの居場所」）に対し、開設費用や運営費用の補助を行います。</p>
45		<u>ひとり暮らし高 齢者ふれあい会 食事業</u>	宇都宮市 社会福祉 協議会	<p>地域の中での仲間づくり、孤独感の解消や必要な情報取得等生活の支えになることを目的に、地域でひとり暮らしの高齢者を対象に会食等を行います。</p>

(5) 食に感謝し、地産地消を促進する食育の推進

事業 番号	事業名（【新】：新規， 【拡】：拡充，◎：重点事 業，下線：地域団体等な どの民間の取組）	実施主体	事業の概要
【食品ロス削減】			
46	◎ 食品ロス削減推 進事業	市	食品ロスの削減を図るため、様々な機会や場、媒体を活用した市民・事業者の意識醸成・行動変革に向けた周知啓発や、フードドライブの実施など分野を越えた事業者・関係団体との連携による取組を推進します。
47	「もったいない 残しま10（て ん）！」運動の 実施	宇都宮市 もったい ない運動 市民会議	まだ食べられるのに捨てられてしまう食品を減らすため、市民や事業者へ、食材の使い切り、食べ切りを呼び掛ける「もったいない残しま10（てん）！」運動実施の普及啓発を行います。
48	在家庭乳幼児や 保護者への食育 啓発事業	市・子育 てサロン	在家庭乳幼児の保護者に対し、食への関心を高めることにより、家庭での食育の実践に繋がられるよう支援するとともに、子どもたちが食べ物について興味関心を持ち、食への感謝の気持ちを育成することを目的として、子育てサロンでの食育体験や食に関する講座等を実施します。
49	教育保育施設等 における食育体 験事業	教育・保 育施設	子ども達が、自然の恵みとしての食材の大切さを感じ、併せて、調理する人や生産者への感謝の気持ちを育むため、食物の栽培や収穫体験など、給食食材に触れる機会を保育活動の中で実施します。
【地産地消推進】			
50	【新】 ◎ 野菜摂取の促進 と連携した地産 地消の推進	市、宇都 宮市地産 地消推進 会議	地産地消を推進するとともに、自然に健康になるための野菜摂取を促進するため、地産地消推進店の認定や野菜摂取促進協力店舗におけるキャンペーンなどを実施します。
51	農林業祭の実施	市、宇都 宮農業協 同組合	本市の農林業の振興・地産地消の推進のため、地場農産物の即売や花きの展示等のイベントを開催することで、一般消費者と生産者との交流を通して相互理解を深め、地域農林業に対する信頼感と地域の農業を支える必要性を幅広くPRします。
52	小中学校におけ る地産地消の取 組の推進	市教育委 員会	児童生徒が地域の自然や農業等に関する理解を深め、感謝の気持ちを育むため、学校給食に地場産物を使用し、教材として活用しながら指導を行います。

事業 番号	事業名（【新】：新規， 【拡】：拡充，◎：重点事 業， <u>下線</u> ：地域団体等な どの民間の取組）		実施主体	事業の概要
53		宇都宮産米消費 拡大事業	市	将来にわたる米の消費拡大につなげるため、1歳6ヶ月健診や小中学校入学時に宇都宮産米と啓発パンフレットを配布する事業等を行い、宇都宮産米のPR等を実施します。
54	【新】	自然に健康にな れる食環境づく り協力店登録事 業【再掲】	市	健康的な食事を自然に（無意識に）選択できる食環境づくりに向けて、市内のスーパーマーケット等に協力店舗を募集し、協力が得られた店舗において減塩、野菜摂取促進の取組を実施します。
55	【新】	自然に健康にな れる食の情報発 信【再掲】	市	健康な食事を選択できる食環境づくりに向けて、食に関する情報を広く周知するため、協力店舗においてPOP掲示のほかSNSを活用した動画配信などを行います。また、食品の製造事業者等への減塩や野菜摂取促進に関する情報提供を行います。
56		<u>アグリスクール</u>	宇都宮農 業協同組 合	播種～管理～収穫～試食を基本とした活動により、農作物が生育する様子から収穫され食される過程を学ぶほか、料理教室や施設見学等を組み込んで実施します。

(6) 食の安全性に関する信頼を確保する取組の推進

事業番号	事業名（【新】：新規，【拡】：拡充，◎：重点事業，下線：地域団体等などの民間の取組）	実施主体	事業の概要
【食品の選び方や扱い方の情報提供】			
57	児童・生徒に対する食に関する指導【再掲】	市教育委員会	児童生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けるため、給食を教材として活用しながら、給食の時間を中心として教科等において食に関する指導を行います。
58	家庭や地域等との連携による食育推進事業【再掲】	市教育委員会	児童生徒が生涯を通して健全な食生活を実現するために必要な資質・能力を身に付けるため、家庭や地域等と連携して「お弁当の日」や出前講座など、実践の機会を創出する取組を行います。
59	（仮）卸売市場の理解促進事業	市	パンフレットやホームページにより、市場の役割や市場に流通している生鮮食料品の理解促進を図る事業を実施します。
60	【拡】 ◎ 「新たな日常」に対応した食に関する正しい知識の普及促進	市	「新たな日常」においても、市民自らの判断で安全な食品を選択できる環境づくりに向けて、生活に身近な食中毒予防や食品表示、食品添加物などをテーマとした出前講座や食品安全ゼミナール等をオンラインや動画配信等を活用して実施します。
【食の信頼性確保のための環境づくり】			
61	市民・事業者へのリスクコミュニケーション推進事業	市	市民・事業者・行政の相互理解を図るため、市民や事業者の関心が高い食中毒予防や食品添加物などをテーマとした意見交換会を開催します。 （対面による意見交換会に加え、「新しい日常」に対応したオンラインによる意見交換会も併用）
62	【拡】 ◎ 食の安全確保に向けた食品関係施設への監視指導	市	製造・加工・販売段階における食の安全性を確保するため、HACCPが義務化されたことを踏まえ、食品関係施設に対し、計画的かつ効果的なHACCP監視指導を実施します。
63	食品安全ウォッチャーによる市民参加型の食品表示調査	市，食品安全ウォッチャー	消費者の自主活動の促進と食品安全知識の普及を図り、食の信頼性を確保し、食品安全確保対策を充実させるため、食品安全ウォッチャーによる食品表示調査を行います。

64	調理従事者講習会	栃木県調理師連合会	大規模な食中毒防止するため調理業務従事者に対する講習会を実施します。
----	----------	-----------	------------------------------------

(7) 郷土料理や伝統料理等、優れた食文化の継承につながる食育の推進

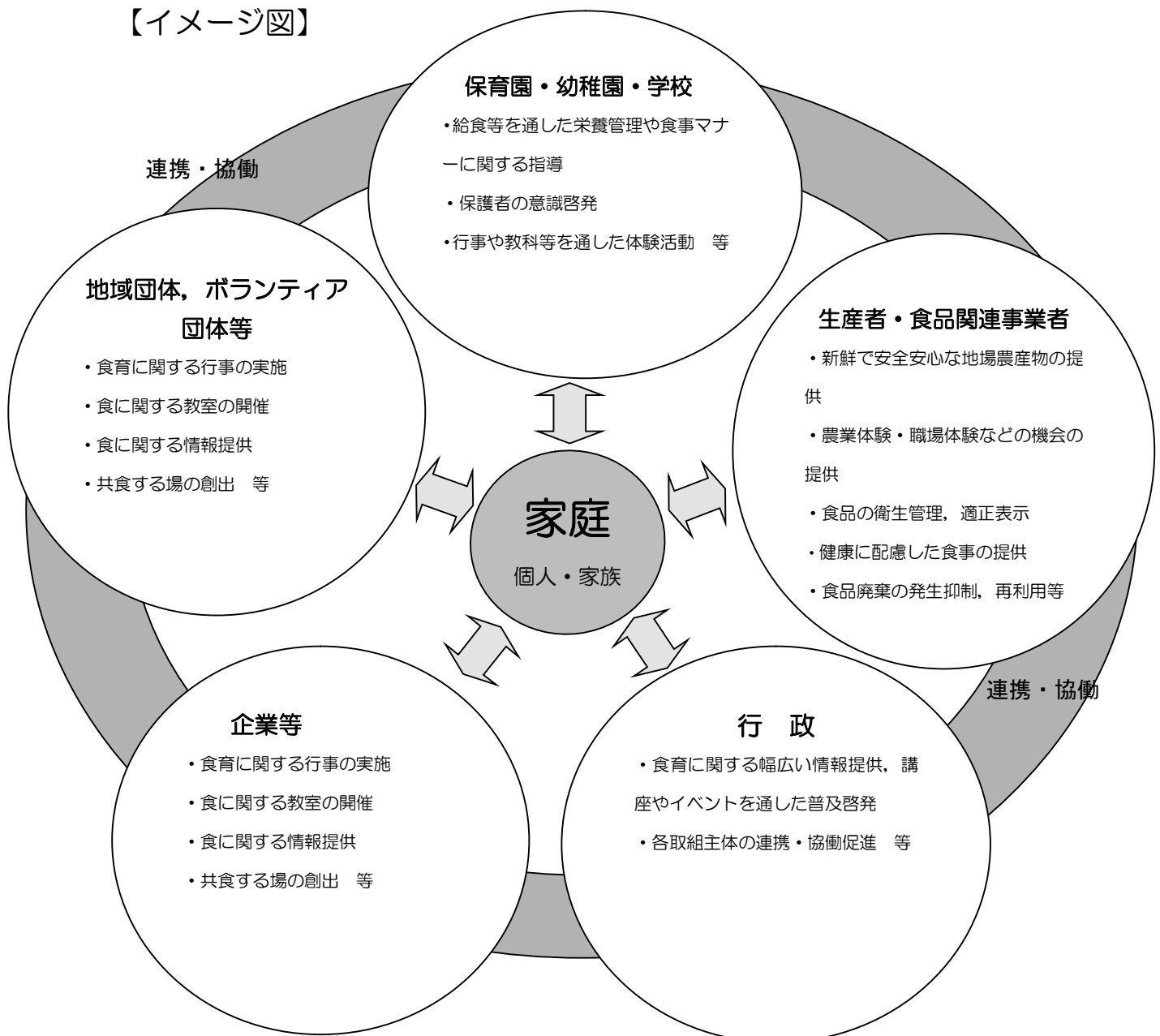
事業番号	事業名（【新】：新規，【拡】：拡充，◎：重点事業，下線：地域団体等などの民間の取組）	実施主体	事業の概要
【伝統料理等の継承の推進】			
65	【拡】 ◎ 小中学校における食文化の指導	市教育委員会	児童生徒が自分たちの住む地域の食文化に対する理解を深め、郷土への愛情を育むため、給食や「宇都宮学」等において食文化の指導を行います。
66	教育保育施設等における食文化の継承のための周知啓発	教育・保育施設	地域ならではの食材を使い、地域独自の調理方法で作られた郷土食や行事食について、園児が興味・関心を深められるよう、給食献立に郷土料理等を取り入れたり、保育活動の中で伝統的な料理を紹介するなどの取り組みを実施します。
67	伝統文化ホームページや SNS 等による周知啓発事業	文化課	食文化に関する理解を深めるため、伝統文化ホームページ（宇都宮の歴史と文化財ホームページ等）や SNS 等を通じて周知・啓発を図ります。
68	【新】 ◎ 伝統料理講習会の実施	文化課（伝統文化連絡協議会）	食文化への関心や理解を深め、伝統料理や郷土料理を次世代へ継承するため、年代に応じた調理実習などを実施するほか、伝統料理の再発見を事業化します。 【小学校～中学校期：「宮っ子伝統文化体験教室」にて伝統料理教室を実施する。青年期～高齢期：「ふるさと料理教室」にて伝統料理教室を実施する。】
【伝統料理等の体験機会の提供】			
69	食育フェアの実施【再掲】	市，実行委員会等	広く市民に食育の啓発を図るため、学校や地域、食育関係団体などの食育の取組の普及や食育啓発イベントの開催や動画配信を行います。
70	伝統文化フェスティバルにおける伝統食の周知啓発	文化課（伝統文化連絡協議会）	食の大切さを再認識し、郷土の食文化への関心を高めるため、宇都宮伝統文化フェスティバルにおいて、宇都宮の伝統食の紹介や体験教室を実施し、来場者への周知・啓発を図ります。

第5章 計画の推進

1 関係者の役割

市民の食育を推進していくためには、食に関わる多様な取組主体の活動を通じた支援や連携が必要です。取組主体の担う役割を明確にし、連携を強化しながら、地域社会全体で一体的な食育の取組を推進していきます。

【イメージ図】



【家庭の役割】

家庭が食育の中心的な役割を担っていることを認識し、「共食」などの家族のふれあいを通して、「絆」を深めつつ、家族の心身の健康を考えた健全な食生活の実践に努めるものとします。

- 規則正しい生活習慣や望ましい食習慣を身につけます。
- 家族と一緒に食事をとる機会（共食）を増やします。
- 食事に関するマナーを習得します。
- 食事づくりや買い物など、様々な体験を通して、食への関心と感謝の気持ちを育みます。
- 食べ残しや作りすぎを減らし、ごみの発生や抑制に取り組みます。
- 自分や家族の健康を考えた食生活を実践します。

【保育園・幼稚園・学校の役割】

家庭と学校等との連携を図り、給食や教科、行事など様々な機会を捉えて、子どもたちへの食育に取り組むよう努めるものとします。

- 給食等を通じて、栄養管理や食事マナーに関する指導を実施します。
- 給食の献立や給食だより等を通して、保護者の意識啓発に取り組みます。
- 栽培・調理体験を通して、食の大切さを学ぶ機会を提供します。
- 各教科や行事等を活用して、食の知識を学ぶ機会や、地場農産物や食文化に触れる機会を提供します。

【地域団体、ボランティア団体等の役割】

地域団体・食育に係るボランティア団体などは、様々な機会を利用して、食育の普及啓発に努めるものとします。

保健、福祉、医療関係者などは、保健指導や栄養指導を通して、市民の健康の維持・増進を支援するものとします。また、これらの団体は、相互に連携を図るとともに、積極的に家庭、保育園、幼稚園、学校における食育の取組に協力していくものとします。

- 自治会や子ども会などの地域の行事やイベントに、食に関する行事を取り入れ、地域住民の参加を促します。
- 地域の人と一緒に食事をとる機会（共食）を増やします。
- 回覧等の地域の広報媒体を通して、栄養や健康に関する情報を提供します。
- 健全な食生活や栄養に関する助言や情報提供を行います。
- 学校等で実施する食に関するイベントや講座等に協力します。

【企業等の役割】

企業においては、従業員等に対する健康づくりのための意識啓発や、家庭での食育の取組を推進するため、ワーク・ライフ・バランスを踏まえた労働環境の整備に努めるものとします。

- 従業員に対し、健康づくりや食生活に関する情報提供をします。
- 社員食堂等において、健康的な食事を提供することに努めます。
- ワーク・ライフ・バランスを踏まえ、家族そろって食事をする機会を増やします。

【生産者・食品関連事業者の役割】

農業関係などの生産者は、農業体験等の実施を通して、市民の農や環境への理解を深めるとともに、地産地消の取組の推進に努めるものとします。

食品関連事業者は、事業活動を通して、積極的に食育の取組を推進するとともに、食品の安全性の確保や適正な食品表示などの情報提供に努めるものとします。

また、これらの関係者は、それぞれが持つ資源や人材を活用し、他の関連団体などが実施する食育に関する活動やイベントなどに協力するよう努めるものとします。

- 新鮮で安全・安心な地場農産物を提供します。
- 農業体験・職場体験などの機会を提供します。
- 食品の衛生管理の徹底や適正表示に努めます。
- 健康に配慮した栄養バランスのとれた食事の提供に努めるとともに、健康な食生活につながる普及啓発に努めます。
- 地域や学校で実施される食に関するイベントや講座等に協力します。
- 食品廃棄の発生抑制や再利用に努めます。

【行政の役割】

家庭、学校、地域など、食に関わる多様な取組主体との連携強化を図り、地域社会全体で食育を推進できるようリードしていくものとし、市民の生涯にわたった健全な食生活の実践を支援していきます。

- 「新たな日常」に対応した、栄養や食生活に関する講座や食に関するイベント等を実施し、広く食育の普及啓発に努めます。
- 広報媒体等を活用し、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報を提供し、知識と理解を深めます。
- 食育が地域社会全体で推進できるよう、関係者の連携や協働を促進します。

2 推進体制

(1) 宇都宮市食育推進会議

宇都宮市食育推進会議条例により設置する、関係団体や公募委員等で構成される食育推進会議において、食育の推進に関する重要事項や施策の実施について審議し、施策事業に反映させていくとともに、同会議において、意見交換や情報交換等を実施し、関係団体等の連携強化を図りながら、市全体として食育の運動を推進していきます。

(2) 食育推進検討委員会

庁内関係部署からなる食育推進検討委員会を設置し、計画の進行管理などを行います。また、関係部署が連携を図りながら、施策事業を実施します。

3 計画の進行管理

(1) 進行管理の方法

食育推進会議において計画の進捗状況を評価するとともに、必要に応じ、その結果を踏まえて見直しを行います。

(2) 成果目標

計画の主要事業を実施することにより生じる成果を意識した事業運営や、今後の施策・事業の見直し・改善に向けた計画の最終評価・検証が行えるよう、成果目標を設定します。

目標設定の基準は計画に掲げる基本理念の実現に通じるものであり、各基本目標において、各種の施策・事業に取り組んだ成果が、市民の意識や健康状態などの変化に表れたもの（アウトカム）として定量的に把握できるものとします。

資料1 策定体制



【宇都宮市食育推進会議】

区分	団体名	氏名
第1号委員	宇都宮市議会	内藤 良弘 (保坂 栄次)
	宇都宮市議会	渡辺 道仁 (金崎 芙美子)
第2号委員	宇都宮大学	大森 玲子
	公益財団法人 栃木県農業振興公社	大房 一裕
第3号委員	一般社団法人 宇都宮市医師会	遠藤 秀樹
	一般社団法人 宇都宮市歯科医師会	北條 雅人 (長谷川 英一)
	栃木県保育協議会中央地区保育研究会	手塚 浩子 (橋本 真里)
	宇都宮地区幼稚園連合会	岩本 眞砂枝
	宇都宮市小学校長会	石川 晴美 (中山 玲子)
	栃木県学校栄養士会宇河支部	坂本 治己 (神山 賀代子)
	宇都宮市PTA連合会	福田 治久
	宇都宮市食生活改善推進員協議会	増渕 祥子
	宇都宮市消費者友の会	塩澤 美枝子
	栃木県調理師連合会	高橋 友久
	栃木県生活衛生同業組合協議会宇都宮支部	中野 智之
	宇都宮商工会議所	檜原 貞亮
	宇都宮農業協同組合	半田 俊夫
宇都宮市農村生活研究グループ協議会	増渕 静枝	
第4号委員	公募委員	荒川 昭子
	公募委員	坂本 理江子

※ () 内は前任者

資料2 策定の過程

年 月	食育推進会議	庁 内
令和2年 8月	令和2年度 第1回食育推進会議（25日） ○第4次計画の策定について ○食育に関する意識調査について	令和2年度 第1回食育推進検討委員会（3日） ○第4次計画の策定について ○食育に関する意識調査について
10月		食育に関する意識調査の実施 （10月1日～10月30日）
令和3年 7月		令和3年度 第1回食育推進検討委員会（19日） ○第3次計画の評価と第4次計画 の策定に向けた方向性の整理
8月	令和3年度 第1回食育推進会議（2日） ○第3次計画の評価と第4次計画 の策定に向けた方向性の整理	
11月		第2回食育推進検討委員会（8日） ○第4次計画（素案）について
12月	第2回食育推進会議（27日） ○第4次計画（素案）について	政策会議（23日）
令和4年 1月		第4次計画（素案）についてパブリ ックコメントの実施 （1月6日～1月●日） ○第4次計画（素案）への意見募集
2月	第3回食育推進会議（●日） ○パブリックコメントの対応 ○第4次計画（案）について	第3回食育推進検討委員会（●日） ○パブリックコメントの対応 ○第4次計画（案）について
3月	第4次計画の市長への手交（●日）	庁議部長会議（25日） ○第4次計画の策定について

手交式写真

【第4次宇都宮市食育推進計画書の市長への手交式】

資料3 食育基本法

(平成十七年六月十七日法律第六十三号)

最終改正:平成二十七年九月一日法律第六六号

前文

第一章 総則 (第一条—第十五条)

第二章 食育推進基本計画等 (第十六条—第十八条)

第三章 基本的施策 (第十九条—第二十五条)

第四章 食育推進会議等 (第二十六条—第三十三条)

附則

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の^そ瘦身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に^{はん}氾濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成)

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

(食に関する感謝の念と理解)

第三条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

(食育推進運動の展開)

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとする

もに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

(子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割)

第五条 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

(食に関する体験活動と食育推進活動の実践)

第六条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

(伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献)

第七条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配慮し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

(食品の安全性の確保等における食育の役割)

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

(国の責務)

第九条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念(以下「基本理念」という。)ののっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(教育関係者等及び農林漁業者等の責務)

第十一条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健（以下「教育等」という。）に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体（以下「教育関係者等」という。）は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体（以下「農林漁業者等」という。）は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

(食品関連事業者等の責務)

第十二条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体（以下「食品関連事業者等」という。）は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第十三条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第十四条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十五条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 食育推進基本計画等

(食育推進基本計画)

第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

二 食育の推進の目標に関する事項

三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを農林水産大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

(平二七法六六・一部改正)

(都道府県食育推進計画)

第十七条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県（都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議）は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

(市町村食育推進計画)

第十八条 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食

育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

- 2 市町村(市町村食育推進会議が置かれている市町村にあつては、市町村食育推進会議)は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

第三章 基本的施策

(家庭における食育の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(学校、保育所等における食育の推進)

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の^{そう}痩身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

(地域における食生活の改善のための取組の推進)

第二十一条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関す

る普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

(食育推進運動の展開)

第二十二條 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等)

第二十三條 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承のための活動への支援等)

第二十四條 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進)

第二十五條 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品

廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第四章 食育推進会議等

(食育推進会議の設置及び所掌事務)

第二十六条 農林水産省に、食育推進会議を置く。

- 2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(平二七法六六・一部改正)

(組織)

第二十七条 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内をもって組織する。

(会長)

第二十八条 会長は、農林水産大臣をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(平二七法六六・一部改正)

(委員)

第二十九条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 農林水産大臣以外の国務大臣のうちから、農林水産大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者
- 二 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、農林水産大臣が任命する者

2 前項第二号の委員は、非常勤とする。

(平二一法四九・平二七法六六・一部改正)

(委員の任期)

第三十条 前条第一項第二号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の委員は、再任されることができる。

(平二七法六六・一部改正)

(政令への委任)

第三十一条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県食育推進会議)

第三十二条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村食育推進会議)

第三十三条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成一七年政令第二三五号で平成一七年七月一五日から施行)

附 則 (平成二一年六月五日法律第四九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の施行の日から施行する。

(施行の日＝平成二一年九月一日)

附 則 （平成二七年九月一一日法律第六六号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

(食育基本法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に第二十五条の規定による改正前の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれている食育推進会議は、第二十五条の規定による改正後の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれる食育推進会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第4次宇都宮市食育推進計画 (素案)

(令和4年度～令和8年度)

令和 年 月

発行者 宇都宮市食育推進会議・宇都宮市

〒321-0974 宇都宮市竹林町972番地

宇都宮市保健福祉部 保健所健康増進課

電話：028-626-1126

ファクス：028-627-9244

Eメール：u19070500@city.utsunomiya.tochigi.jp

